総　務　文　教　委　員　会

令和元年６月27日（木）
10時00分～　　時　分
全員協議会室

（委　員）野藤委員長、小川副委員長
　　沖田委員、西川委員、永見委員、佐々木委員、道下委員、西田委員
（議　長・委員外議員）
（総務文教委員会 所管管理職）
　　近重副市長
〔市長公室〕　佐々木市長公室長
〔総　務　部〕砂川総務部長、山根総務課長、馬場防災安全課長、西川人事課長、
　　西谷行財政改革推進課長、草刈財政課長、有福契約管理課長
〔地域政策部〕岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邉まちづくり推進課長
　　平岡人権同和教育啓発センター所長（人権同和教育室長）
　　宮崎関連施設支援室長
〔金城支所〕　吉永支所長、原田金城支所防災自治課長（金城分室長）
〔旭 支 所〕　塚田支所長、佐々尾旭支所防災自治課長（旭分室長）
〔弥栄支所〕　岩田支所長、三浦弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）
〔三隅支所〕　田城支所長、小松三隅支所防災自治課長（三隅分室長）
〔教育委員会〕石本教育長、河上教育部長、湯浅教育総務課長（教育施設再編推進室長）
　　市原学校教育課長、村瀧学校教育課副参事、牛尾学力向上推進室長
　　村木生涯学習課長、外浦文化振興課長
〔選挙管理委員会〕森下選挙管理委員会事務局長
〔監査委員・公平委員会〕原田監査委員事務局長（公平委員会上席職員）
〔消防本部〕　中村消防長、琴野総務課長、尾崎予防課長、本田警防課長
　　~~齋藤通信指令課長~~、~~田中浜田消防署長~~、~~田中東部消防署長~~
　　~~森下西部消防署長~~
（事務局）　篠原書記

議　題

1 議案第37号　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
2 議案第39号　浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について
3 議案第40号　浜田市浜田城資料館条例の制定について
4 議案第47号　浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
5 同意第2号　人権擁護委員候補者の推薦について
6 陳情審査
（1）陳情第101号　ボランティア運送をする民間業者への聞き取りを求める陳情について
（2）陳情第102号　浜田市SNSをどの課でも利用できるようになることの要望及び「リーサス」の有効利用を求める陳情について
（3）陳情第103号　スキー事故に対して市に十分な対応を求める陳情について

（4）陳情第 104 号　日本スポーツ振興センターの問題点に対応できるルール作りを求める陳情について

7 執行部からの報告事項

（1）浜田市有料駐車場の利用状況等について

（2）（旧）敬老乗車券（H28.7.1～H31.3.31 交付分）の有効期限再延長について

（3）市内中学生の進学等の状況について

（4）夏季休業中の学校閉庁日について

（5）(仮称)浜田歴史資料館検討会の検討状況について

（6）その他

8 所管事務調査について

（1）公用車事故の発生に対する対策・指導及び事故の傾向について

（2）浜田市所有の公用車の更新に関する考え方及び更新の状況について

（3）「しまね留学」の浜田市における状況及び浜田水産高校の寮の状況について

（4）小中学校から教育委員会への事故報告の状況について

（5）小中学校の不登校及び事件・事故等の件数について

（6）サンビレッジ浜田（スケート場）の利用状況等について

（7）浜田郷土資料館の運営状況について

9 政策討論会議題提案書について

10 その他

令和元年６月浜田市議会定例会議

条例議案新旧対照表

（総務文教委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

１　最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

２　新旧対照表の表記は、次のとおりです。

⑴　左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容

⑵　改正のある条のみ表記

⑶　改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記

⑷　変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条　市長は、○○○○○○○○、<u>●●●●</u>とする。 2　〔略〕	（見出し） 第●条　市長は、○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。 2　〔略〕

目　次

議案第37号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	…	1ページ
議案第39号	浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について	…	55ページ
議案第40号	浜田市浜田城資料館条例の制定について	…	56ページ
議案第47号	浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について	…	57ページ

浜田市ケーブルテレビ施設条例（平成17年浜田市条例第27号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

（施設の使用料）

第14条　前条第1項の規定に基づき依頼する依頼者は、次に定める金額を納付しなければならない。

区分		使用料
広告放送料	文字放送	1回15秒以内　**540円**
	静止画放送	1回15秒以内　**540円**
	映像放送	1回15秒以内　**1,080円**
〔略〕		

（宅内機器の利用）

第18条　〔略〕

2　前項の承認を得たものは、次に定める金額を納付しなければならない。

宅内機器の名称	使用料（月額）
ホームターミナル	1台につき　**540円**
セットトップボックス	1台につき　**540円**
ケーブルモデム	1台につき　**1,620円**

3　〔略〕

改正後（案）

（施設の使用料）

第14条　前条第1項の規定に基づき依頼する依頼者は、次に定める金額を納付しなければならない。

区分		使用料
広告放送料	文字放送	1回15秒以内　**550円**
	静止画放送	1回15秒以内　**550円**
	映像放送	1回15秒以内　**1,100円**
〔略〕		

（宅内機器の利用）

第18条　〔略〕

2　前項の承認を得たものは、次に定める金額を納付しなければならない。

宅内機器の名称	使用料（月額）
ホームターミナル	1台につき　**550円**
セットトップボックス	1台につき　**550円**
ケーブルモデム	1台につき**1,650円**

3　〔略〕

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
（使用料の納付）
第20条　この施設を利用する者は、一加入者等につき1箇月当たり
<u>2,160円</u>を使用料として納付しなければならない。
2～4　〔略〕
（有料放送の視聴）
第25条　〔略〕
2　前項の承認を得た者は、次に定める額の視聴料を納付しなければならない。この場合において、視聴の休止及び休止の解除の際の視聴料については、第29条の規定を準用する。
<table>
<tr><th>衛星放送局（番組）の名称</th><th>視聴料（月額）</th></tr>
<tr><td>有料チャンネルパック</td><td><u>1,080円</u></td></tr>
<tr><td>スターチャンネル</td><td><u>2,484円</u></td></tr>
<tr><td>グリーンチャンネル　ＨＤ</td><td><u>1,296円</u></td></tr>
<tr><td>衛星劇場　ＨＤ</td><td><u>1,944円</u></td></tr>
<tr><td>東映チャンネル　ＨＤ</td><td><u>1,620円</u></td></tr>
<tr><td>Ｊ　ＳＰＯＲＴＳ　４　ＨＤ</td><td><u>1,404円</u></td></tr>
<tr><td>Ｍｎｅｔ　ＨＤ</td><td><u>2,484円</u></td></tr>
<tr><td>ＡＴ―Ｘ　ＨＤ！</td><td><u>1,944円</u></td></tr>
</table>
（インターネットサービスの利用）
第26条　〔略〕
</td><td>
（使用料の納付）
第20条　この施設を利用する者は、一加入者等につき1箇月当たり
<u>2,200円</u>を使用料として納付しなければならない。
2～4　〔略〕
（有料放送の視聴）
第25条　〔略〕
2　前項の承認を得た者は、次に定める額の視聴料を納付しなければならない。この場合において、視聴の休止及び休止の解除の際の視聴料については、第29条の規定を準用する。
<table>
<tr><th>衛星放送局（番組）の名称</th><th>視聴料（月額）</th></tr>
<tr><td>有料チャンネルパック</td><td><u>1,100円</u></td></tr>
<tr><td>スターチャンネル</td><td><u>2,530円</u></td></tr>
<tr><td>グリーンチャンネル　ＨＤ</td><td><u>1,320円</u></td></tr>
<tr><td>衛星劇場　ＨＤ</td><td><u>1,980円</u></td></tr>
<tr><td>東映チャンネル　ＨＤ</td><td><u>1,650円</u></td></tr>
<tr><td>Ｊ　ＳＰＯＲＴＳ　４　ＨＤ</td><td><u>1,430円</u></td></tr>
<tr><td>Ｍｎｅｔ　ＨＤ</td><td><u>2,530円</u></td></tr>
<tr><td>ＡＴ―Ｘ　ＨＤ！</td><td><u>1,980円</u></td></tr>
</table>
（インターネットサービスの利用）
第26条　〔略〕
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>2　前項の承認を得た者は、次に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用の休止及び休止の解除の際の使用料については、第29条の規定を準用する。
<table>
<tr><th>インターネット回線の区分</th><th>使用料（月額）</th></tr>
<tr><td>1メガ回線（下り最大1Ｍｂｐｓ）</td><td><u>1,404円</u></td></tr>
<tr><td>3メガ回線（下り最大3Ｍｂｐｓ）</td><td><u>2,484円</u></td></tr>
<tr><td>10メガ回線（下り最大10Ｍｂｐｓ）</td><td><u>3,240円</u></td></tr>
<tr><td>30メガ回線（下り最大30Ｍｂｐｓ）</td><td><u>3,780円</u></td></tr>
</table></td><td>2　前項の承認を得た者は、次に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用の休止及び休止の解除の際の使用料については、第29条の規定を準用する。
<table>
<tr><th>インターネット回線の区分</th><th>使用料（月額）</th></tr>
<tr><td>1メガ回線（下り最大1Ｍｂｐｓ）</td><td><u>1,430円</u></td></tr>
<tr><td>3メガ回線（下り最大3Ｍｂｐｓ）</td><td><u>2,530円</u></td></tr>
<tr><td>10メガ回線（下り最大10Ｍｂｐｓ）</td><td><u>3,300円</u></td></tr>
<tr><td>30メガ回線（下り最大30Ｍｂｐｓ）</td><td><u>3,850円</u></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例（平成17年浜田市条例第28号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第3条関係）
<table><tr><td>分担金</td><td><u>54,000円</u></td></tr></table></td><td>別表（第3条関係）
<table><tr><td>分担金</td><td><u>55,000円</u></td></tr></table></td></tr>
</table>

浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第9号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（個別受信機の設置分担金） 第5条　市長は、個別受信機を設置した者（以下「個別受信機設置者」という。）から分担金を徴収するものとし、その額は、個別受信機1台につき<u>10,800円</u>とする。 2　〔略〕	（個別受信機の設置分担金） 第5条　市長は、個別受信機を設置した者（以下「個別受信機設置者」という。）から分担金を徴収するものとし、その額は、個別受信機1台につき<u>11,000円</u>とする。 2　〔略〕

浜田市行政財産使用料条例（平成17年浜田市条例第69号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
（使用料の額）
第3条　前条の使用料の額は年額で算出するものとし、その額は、次の各号に掲げる財産の種類及び使用の状況の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　土地を使用させる場合　当該土地の固定資産税評価額に<u>100分の6.48</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものについては、100分の6）を乗じて得た額。ただし、電柱の設置による土地等の年額使用料は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）に定める額
(2)　建物を使用させる場合　当該建物の固定資産税評価額に<u>100分の6.48</u>（消費税法第6条の規定により非課税とされるものについては、100分の6）を乗じて得た額と建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料の額との合計額
(3)・(4)　〔略〕
2・3　〔略〕
別表（第3条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料の額（年額）</th></tr>
<tr><td>設置する自動販売機1台につき、消費電力が0.5キロワット以下のもの</td><td><u>12,960円</u></td></tr>
<tr><td>設置する自動販売機1台につき、消費電力が0.5キロワットを超え1.5キロワット以下のもの</td><td><u>19,440円</u></td></tr>
</table>
</td><td>
（使用料の額）
第3条　前条の使用料の額は年額で算出するものとし、その額は、次の各号に掲げる財産の種類及び使用の状況の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)　土地を使用させる場合　当該土地の固定資産税評価額に<u>100分の6.6</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものについては、100分の6）を乗じて得た額。ただし、電柱の設置による土地等の年額使用料は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）に定める額
(2)　建物を使用させる場合　当該建物の固定資産税評価額に<u>100分の6.6</u>（消費税法第6条の規定により非課税とされるものについては、100分の6）を乗じて得た額と建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料の額との合計額
(3)・(4)　〔略〕
2・3　〔略〕
別表（第3条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料の額（年額）</th></tr>
<tr><td>設置する自動販売機1台につき、消費電力が0.5キロワット以下のもの</td><td><u>13,200円</u></td></tr>
<tr><td>設置する自動販売機1台につき、消費電力が0.5キロワットを超え1.5キロワット以下のもの</td><td><u>19,800円</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

現行		改正後（案）	
設置する自動販売機1台につき、消費電力が1.5キロワットを超えるもの	**58,320円**	設置する自動販売機1台につき、消費電力が1.5キロワットを超えるもの	**59,400円**
〔略〕		〔略〕	

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表第14（第2条関係）			別表第14（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
〔略〕			〔略〕		
ウ　危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	**158万円**	ウ　危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	**159万円**
エ　危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	**194万円**	エ　危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	**195万円**
オ　危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	**226万円**	オ　危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	**227万円**
〔略〕			〔略〕		

浜田市有料駐車場条例（平成27年浜田市条例第32号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第13条関係）				別表（第13条関係）			
名称	利用区分		利用料金の上限額	名称	利用区分		利用料金の上限額
栄町駐車場	普通駐車	利用開始から30分以内	無料	栄町駐車場	普通駐車	利用開始から30分以内	無料
		利用開始から30分を超え1時間以内	100円			利用開始から30分を超え1時間以内	100円
		利用開始から1時間を超えた後の1時間当たり	100円			利用開始から1時間を超えた後の1時間当たり	100円
		24時間当たり	1,600円			24時間当たり	1,600円
	定期駐車	1月当たり	**5,000円**		定期駐車	1月当たり	**5,090円**
道分山立体駐車場	普通駐車	利用開始から30分以内	無料	道分山立体駐車場	普通駐車	利用開始から30分以内	無料
		利用開始から30分を超え1時間以内	100円			利用開始から30分を超え1時間以内	100円
		利用開始から1時間を超え4時間以内の30分当たり	100円			利用開始から1時間を超え4時間以内の30分当たり	100円
		利用開始から4時間を超えた後の1時間当たり	100円			利用開始から4時間を超えた後の1時間当たり	100円

現行				改正後（案）			
		24時間当たり	1,600円			24時間当たり	1,600円
	定期駐車	1月当たり	**12,000円**		定期駐車	1月当たり	**12,220円**

浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表第2（第12条関係）

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）
全館	5,400円	1,080円	7,560円	1,620円
多目的集会室	3,240円	540円	4,536円	810円
和・洋会議室、調理室	1室につき 540円	1室につき 108円	1室につき 756円	1室につき 162円
調理実習台	1台につき 540円	1台につき 216円	1台につき 540円	1台につき 216円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 多目的集会室　540円、その他の各室　324円			

改正後（案）

別表第2（第12条関係）

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）
全館	5,500円	1,100円	7,700円	1,650円
多目的集会室	3,300円	550円	4,620円	825円
和・洋会議室、調理室	1室につき 550円	1室につき 110円	1室につき 770円	1室につき 165円
調理実習台	1台につき 550円	1台につき 220円	1台につき 550円	1台につき 220円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 多目的集会室　550円、その他の各室　330円			

現行				
区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）
全館	**5,400円**	**1,080円**	**7,560円**	**1,620円**
集会室	**3,240円**	**540円**	**4,536円**	**810円**
その他の室	1室につき **540円**	1室につき **108円**	1室につき **756円**	1室につき **162円**
調理実習台	1台につき **540円**	1台につき **216円**	1台につき **540円**	1台につき **216円**
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 集会室 **540円**、その他の各室 **324円**			

改正後（案）				
区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（4時間を超える1時間までごとに）
全館	**5,500円**	**1,100円**	**7,700円**	**1,650円**
集会室	**3,300円**	**550円**	**4,620円**	**825円**
その他の室	1室につき **550円**	1室につき **110円**	1室につき **770円**	1室につき **165円**
調理実習台	1台につき **550円**	1台につき **220円**	1台につき **550円**	1台につき **220円**
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 集会室 **550円**、その他の各室 **330円**			

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料	追加使用料	基本使用料	追加使用料

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料	追加使用料	基本使用料	追加使用料

現行				
	（4時間まで）	（４時間を超える１時間までごとに）	（4時間まで）	（４時間を超える１時間までごとに）
全館	**2,160円**	**324円**	**3,240円**	**648円**
多目的集会室、会議室、調理室	1室につき **540円**	1室につき **108円**	1室につき **864円**	1室につき **216円**
調理実習台	1台につき **540円**	1台につき **216円**	1台につき **540円**	1台につき **216円**
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 各室 **324円**			

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（４時間を超える１時間までごとに）	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（４時間を超える１時間までごとに）

改正後（案）				
	（4時間まで）	（４時間を超える１時間までごとに）	（4時間まで）	（４時間を超える１時間までごとに）
全館	**2,200円**	**330円**	**3,300円**	**660円**
多目的集会室、会議室、調理室	1室につき **550円**	1室につき **110円**	1室につき **880円**	1室につき **220円**
調理実習台	1台につき **550円**	1台につき **220円**	1台につき **550円**	1台につき **220円**
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 各室 **330円**			

区分	午前9時から午後5時まで		午後5時以降	
	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（４時間を超える１時間までごとに）	基本使用料（4時間まで）	追加使用料（４時間を超える１時間までごとに）

現行				
全館	5,400円	1,080円	7,560円	1,620円
多目的集会室	3,240円	540円	4,536円	810円
和・洋会議室、調理室	1室につき 540円	1室につき 108円	1室につき 756円	1室につき 162円
調理実習台	1台につき 540円	1台につき 216円	1台につき 540円	1台につき 216円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 多目的集会室 540円、その他の各室 324円			

区分	使用料			
	自 午前9時 至 午後0時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後6時 至 午後9時	超過料金
体育館	1,080円	1,080円	1,080円	540円

改正後（案）				
全館	5,500円	1,100円	7,700円	1,650円
多目的集会室	3,300円	550円	4,620円	825円
和・洋会議室、調理室	1室につき 550円	1室につき 110円	1室につき 770円	1室につき 165円
調理実習台	1台につき 550円	1台につき 220円	1台につき 550円	1台につき 220円
冷暖房施設	表頭の見出しにかかわらず、使用1時間あたり 多目的集会室 550円、その他の各室 330円			

区分	使用料			
	自 午前9時 至 午後0時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後6時 至 午後9時	超過料金
体育館	1,100円	1,100円	1,100円	550円

浜田市立図書館条例（平成25年浜田市条例第9号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th colspan="4">現行</th><th colspan="4">改正後（案）</th></tr>
<tr><td colspan="4">別表第2（第11条関係）</td><td colspan="4">別表第2（第11条関係）</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>多目的施設及び器具</td><td colspan="2">使用料</td><td>名称</td><td>多目的施設及び器具</td><td colspan="2">使用料</td></tr>
<tr><td rowspan="5">浜田市立中央図書館</td><td>多目的第1ホール</td><td rowspan="3">1時間につき</td><td><u>600円</u></td><td rowspan="5">浜田市立中央図書館</td><td>多目的第1ホール</td><td rowspan="3">1時間につき</td><td><u>610円</u></td></tr>
<tr><td>多目的第2ホール</td><td>400円</td><td>多目的第2ホール</td><td>400円</td></tr>
<tr><td>多目的第1ホール及び多目的第2ホール</td><td><u>800円</u></td><td>多目的第1ホール及び多目的第2ホール</td><td><u>810円</u></td></tr>
<tr><td>屋外催事スペース</td><td>1日につき</td><td><u>2,000円</u></td><td>屋外催事スペース</td><td>1日につき</td><td><u>2,030円</u></td></tr>
<tr><td>屋外用テント</td><td>1日1張につき</td><td><u>1,000円</u></td><td>屋外用テント</td><td>1日1張につき</td><td><u>1,010円</u></td></tr>
<tr><td colspan="4">〔略〕</td><td colspan="4">〔略〕</td></tr>
</table>

浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例（平成17年浜田市条例第269号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第11条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用料金の範囲</th></tr>
<tr><td>大人（中学生以上）</td><td>1人1泊につき<u>**1,850円**</u>以上<u>**2,570円**</u>以下</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>1人1泊につき<u>**1,330円**</u>以上<u>**2,050円**</u>以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr>
</table></td><td>別表（第11条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用料金の範囲</th></tr>
<tr><td>大人（中学生以上）</td><td>1人1泊につき<u>**1,880円**</u>以上<u>**2,610円**</u>以下</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>1人1泊につき<u>**1,350円**</u>以上<u>**2,080円**</u>以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

浜田市東公園運動施設条例（平成17年浜田市条例第270号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）			
区分			利用料金の上限額（1時間につき）	区分			利用料金の上限額（1時間につき）
陸上競技場	占用利用	中学生以下	360	陸上競技場	占用利用	中学生以下	360
		一般	870			一般	880
野球場	入場料を徴収しない場合	中学生以下	360	野球場	入場料を徴収しない場合	中学生以下	360
		一般	870			一般	880
	入場料を徴収する場合		2,360		入場料を徴収する場合		2,400
	夜間照明施設		9,770		夜間照明施設		9,950
庭球場	占用利用（1面につき）		510	庭球場	占用利用（1面につき）		510
	個人利用	中学生以下	50		個人利用	中学生以下	50
		一般	150			一般	150

現行			改正後（案）		
	夜間照明灯（1面につき）	920		夜間照明灯（1面につき）	930

区分	利用料金の上限額	
	利用券	利用回数券
中学生以下	430	4,300
一般	860	8,600

別表第2（第12条関係）

名称	単位	利用料金の上限額
放送設備	1日	1,230
〔略〕		
スコアボード（インターホンを含む。）	1日	1,230
テント	1日（1張）	560
陸上競技用器具	1日（1式）	2,360

区分	利用料金の上限額	
	利用券	利用回数券
中学生以下	440	4,400
一般	880	8,800

別表第2（第12条関係）

名称	単位	利用料金の上限額
放送設備	1日	1,250
〔略〕		
スコアボード（インターホンを含む。）	1日	1,250
テント	1日（1張）	570
陸上競技用器具	1日（1式）	2,400

浜田市健康増進センター条例（平成17年浜田市条例第103号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第8条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">1時間単位の使用料</th></tr>
<tr><th>午前9時から午後6時まで</th><th>午後6時から午後10時まで</th></tr>
<tr><td>トレーニング室</td><td>360</td><td><u>560</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
</table></td><td>別表（第8条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">1時間単位の使用料</th></tr>
<tr><th>午前9時から午後6時まで</th><th>午後6時から午後10時まで</th></tr>
<tr><td>トレーニング室</td><td>360</td><td><u>570</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

サンマリン浜田条例（平成17年浜田市条例第104号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行							
別表（第12条関係）							
利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	超過時間
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間につき
体育館	3,080	3,800	4,620	6,170	7,710	10,800	1,020
研修室A	1,230	1,540	1,850	2,260	3,080	4,320	510
研修室B	720	1,130	1,330	1,540	2,160	2,980	410
研修室C	1,230	1,540	1,850	2,260	3,080	4,320	510
小会議室	720	1,130	1,330	1,540	2,160	2,980	410
和室1	720	1,130	1,330	1,540	2,160	2,980	410

改正後（案）							
別表（第12条関係）							
利用区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	超過時間
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後5時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	1時間につき
体育館	3,130	3,870	4,700	6,280	7,850	11,000	1,030
研修室A	1,250	1,560	1,880	2,300	3,130	4,400	510
研修室B	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410
研修室C	1,250	1,560	1,880	2,300	3,130	4,400	510
小会議室	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410
和室1	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410

現行							
和室2	720	1,130	1,330	1,540	2,160	2,980	410
〔略〕							

改正後（案）							
和室2	730	1,150	1,350	1,560	2,200	3,030	410
〔略〕							

サン・ビレッジ浜田条例（平成17年浜田市条例第105号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表第2（第14条関係）

区分				利用料金の上限額
アイススケート場	個人	中学生以下	1人1回につき	510円
		高校生・大学生	1人1回につき	**720円**
		一般	1人1回につき	**1,130円**
	団　体（20人以上）	中学生以下	1人1回につき	410円
		高校生・大学生	1人1回につき	**610円**
		一般	1人1回につき	**1,020円**
	付添い・見学		1人1回につき	100円
	専用	午前9時から午後5時まで	1時間につき	**10,280円**

改正後（案）

別表第2（第14条関係）

区分				利用料金の上限額
アイススケート場	個人	中学生以下	1人1回につき	510円
		高校生・大学生	1人1回につき	**730円**
		一般	1人1回につき	**1,150円**
	団　体（20人以上）	中学生以下	1人1回につき	410円
		高校生・大学生	1人1回につき	**620円**
		一般	1人1回につき	**1,030円**
	付添い・見学		1人1回につき	100円
	専用	午前9時から午後5時まで	1時間につき	**10,470円**

現行						改正後（案）					
	利用	午後5時から午後8時まで		1時間につき	**12,340円**		利用	午後5時から午後8時まで		1時間につき	**12,560円**
		全日			**102,850円**			全日			**104,750円**
〔略〕						〔略〕					
スポーツ広場	サッカーコート	全面利用	中学生以下	1時間につき	510円	スポーツ広場	サッカーコート	全面利用	中学生以下	1時間につき	510円
			高校生・大学生・一般	1時間につき	**1,020円**				高校生・大学生・一般	1時間につき	**1,030円**
		1／2利用	中学生以下	1時間につき	250円			1／2利用	中学生以下	1時間につき	250円
			高校生・大学生・一般	1時間につき	510円				高校生・大学生・一般	1時間につき	510円
		夜間照明設備		1時間につき	**2,360円**			夜間照明設備		1時間につき	**2,400円**
	フットサルコー	中学生以下		1時間につき	250円		フットサルコー	中学生以下		1時間につき	250円
		高校生・大学生・一般		1時間につき	510円			高校生・大学生・一般		1時間につき	510円

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>ト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">〔略〕</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>ト</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">〔略〕</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ラ・ペアーレ浜田条例（平成21年浜田市条例第54号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第10条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>利用料金の上限額</th></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
<tr><td>多目的ルーム</td><td>1時間につき</td><td><u>1,020円</u></td></tr>
</table></td><td>別表（第10条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>利用料金の上限額</th></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
<tr><td>多目的ルーム</td><td>1時間につき</td><td><u>1,030円</u></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

浜田市金城総合運動公園条例（平成21年浜田市条例第39号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表（第12条関係）

利用区分及び施設区分				利用料金の上限額（1時間につき）		照明設備利用料金の上限額（1時間につき）	
貸切りの場合	A競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	一般　534円	500ルックス	756円
						300ルックス	540円
					中学生以下 267円		
				1／2利用	一般　267円	500ルックス	377円
						300ルックス	269円
					中学生以下 133円		
			入場料	全面利用	2,694円	500ルックス	3,780円
						300ルック	2,700円

改正後（案）

別表（第12条関係）

利用区分及び施設区分				利用料金の上限額（1時間につき）		照明設備利用料金の上限額（1時間につき）	
貸切りの場合	A競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	一般　543円	500ルックス	770円
						300ルックス	550円
					中学生以下 271円		
				1／2利用	一般　271円	500ルックス	383円
						300ルックス	273円
					中学生以下 135円		
			入場料	全面利用	2,743円	500ルックス	3,850円
						300ルック	2,750円

現行								改正後（案）							
			を徴収する場合			ス					を徴収する場合			ス	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	4,042円	500ルックス	5,669円			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	4,116円	500ルックス	5,773円
						300ルックス	4,049円							300ルックス	4,123円
			入場料を徴収	全面利用	8,094円	500ルックス	11,340円				入場料を徴収	全面利用	8,243円	500ルックス	11,550円
						300ルックス	8,100円							300ルックス	8,250円

現行								改正後（案）							
			する場合								する場合				
	B競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	一般 **1,182円**	1,000ルックス	**2,700円**		B競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全面利用	一般 **1,203円**	1,000ルックス	**2,750円**
						500ルックス	**1,080円**							500ルックス	**1,100円**
					中学生以下 **586円**	300ルックス	**756円**						中学生以下 **596円**	300ルックス	**770円**
						センターコート専用	**1,296円**							センターコート専用	**1,320円**
				1／2利用又はバスケットコート1面利用	一般 **586円**	300ルックス	**377円**					1／2利用又はバスケットコート1面利用	一般 **596円**	300ルックス	**383円**
					中学生以下 **287円**								中学生以下 **292円**		
				1／3利用又は	一般 **432円**	300ルックス	**269円**					1／3利用又は	一般 **440円**	300ルックス	**273円**
					中学生以下								中学生以下		

現行								改正後（案）							
				バレー、テニスコート1面利用	216円							バレー、テニスコート1面利用	220円		
			入場料を徴収する場合	全面利用	5,934円	1,000ルックス	13,500円				入場料を徴収する場合	全面利用	6,043円	1,000ルックス	13,750円
						500ルックス	5,400円							500ルックス	5,500円
						300ルックス	3,780円							300ルックス	3,850円
						センターコート専用	6,480円							センターコート専用	6,600円
		アマチュアスポー	入場料を徴収しな	全面利用	8,907円	1,000ルックス	20,249円			アマチュアスポー	入場料を徴収しな	全面利用	9,071円	1,000ルックス	20,623円
						500ルックス	8,100円							500ルックス	8,250円
						300ルックス	5,669円							300ルックス	5,773円

現行							
		ツ以外に利用する場合	い場合				
			入場料を徴収する場合	全面利用	**17,814円**	1,000ルックス	**40,500円**
						500ルックス	**16,200円**
						300ルックス	**11,340円**
貸切りでない場合（A競技場、B競技場及びトレーニング室）			1人1回（2時間まで）につき 一般　**102円** 中学生以下　51円				
会議室、役員室、控室			1室につき　**318円**				
冷暖房設備			A競技場　**2,160円**				
			会議室、役員室、控室　1室につき　**318円**				

改正後（案）							
		ツ以外に利用する場合	い場合				
			入場料を徴収する場合	全面利用	**18,143円**	1,000ルックス	**41,250円**
						500ルックス	**16,500円**
						300ルックス	**11,550円**
貸切りでない場合（A競技場、B競技場及びトレーニング室）			1人1回（2時間まで）につき 一般　**103円** 中学生以下　51円				
会議室、役員室、控室			1室につき　**323円**				
冷暖房設備			A競技場　**2,200円**				
			会議室、役員室、控室　1室につき　**323円**				

現行			
設備等区分		単位	利用料金の上限額 （貸切り1回につき）
舞台照明		1式	**3,240円**
放送設備		1式	**2,160円**
電光得点表示装置		1対	**2,160円**
フロアーシート	Ａ競技場	1式	**3,240円**
	Ｂ競技場	1式	**5,400円**
〔略〕			

施設区分	利用料金の上限額（1時間につき）		
多目的広場	広場		一般　**534円**
			中学生以下　**267円**
	照明設備		**3,240円**
多目的コート	コート（1面につき）		一般　**318円**
			中学生以下　**154円**
	照明設備	全点灯	**1,296円**

改正後（案）			
設備等区分		単位	利用料金の上限額 （貸切り1回につき）
舞台照明		1式	**3,300円**
放送設備		1式	**2,200円**
電光得点表示装置		1対	**2,200円**
フロアーシート	Ａ競技場	1式	**3,300円**
	Ｂ競技場	1式	**5,500円**
〔略〕			

施設区分	利用料金の上限額（1時間につき）		
多目的広場	広場		一般　**543円**
			中学生以下　**271円**
	照明設備		**3,300円**
多目的コート	コート（1面につき）		一般　**323円**
			中学生以下　**156円**
	照明設備	全点灯	**1,320円**

現行				改正後（案）			
		半点灯	**648円**			半点灯	**660円**
区分	午前8時30分から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	区分	午前8時30分から午後5時まで		午後5時から午後9時まで
研　修室	4時間につき **1,080円**	超過料金（1時間につき）**216円**	**1,620円**	研　修室	4時間につき **1,100円**	超過料金（1時間につき）**220円**	**1,650円**

浜田市旭公園運動施設条例（平成17年浜田市条例第223号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表（第10条関係）

施設名	区分			使用料の額（1時間につき）	
				一般	中学生以下
市民球場	市民			**1,080円**	**540円**
	市民以外			**2,160円**	**1,080円**
テニス場	コート（1面につき）		市民	320円	160円
			市民以外	**540円**	270円
陸上競技場	市民			**1,080円**	**540円**
	市民以外			**2,160円**	**1,080円**
市民体育館	第1競技場及び第2競技場	個人	市民	110円	無料
			市民以外	210円	110円
	第1競技場	団体（貸切り）	市民	**1,080円**	
			市民以外	**2,160円**	

改正後（案）

別表（第10条関係）

施設名	区分			使用料の額（1時間につき）	
				一般	中学生以下
市民球場	市民			**1,100円**	**550円**
	市民以外			**2,200円**	**1,100円**
テニス場	コート（1面につき）		市民	320円	160円
			市民以外	**550円**	270円
陸上競技場	市民			**1,100円**	**550円**
	市民以外			**2,200円**	**1,100円**
市民体育館	第1競技場及び第2競技場	個人	市民	110円	無料
			市民以外	210円	110円
	第1競技場	団体（貸切り）	市民	**1,100円**	
			市民以外	**2,200円**	

現行				
	ミーティングルーム	市民		320円
		市民以外		**640円**
	照明設備	第 1 競技場	全面	**1,080円**
			1／2面	**540円**
		第2競技場		110円
	冷暖房設備（ミーティングルーム）			110円

改正後（案）				
	ミーティングルーム	市民		320円
		市民以外		**650円**
	照明設備	第 1 競技場	全面	**1,100円**
			1／2面	**550円**
		第2競技場		110円
	冷暖房設備（ミーティングルーム）			110円

浜田市フットサルやさか競技場条例（平成17年浜田市条例第109号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
区分	使用料		備考	区分	使用料		備考
競技場（1面1時間当たり）		円	市民	競技場（1面1時間当たり）		円	市民
	中学生以下	300			中学生以下	300	
	一般	510			一般	510	
	中学生以下	610	市民外		中学生以下	620	市民外
	一般	1,020			一般	1,030	
〔略〕				〔略〕			
休憩所	半日	510	市民	休憩所	半日	510	市民
	一日	1,020			一日	1,030	
	半日	1,020	市民外		半日	1,030	市民外
	一日	2,050			一日	2,080	

浜田市弥栄運動広場施設条例（平成29年浜田市条例第7号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行			
別表（第9条関係）			
区分		使用料（占用使用）	
		市民	市民以外
運動広場施設（1時間当たり）	中学生以下	160円	330円
	一般	330円	**670円**
休憩所	半日	510円	**1,020円**
	1日	**1,020円**	**2,050円**

改正後（案）			
別表（第9条関係）			
区分		使用料（占用使用）	
		市民	市民以外
運動広場施設（1時間当たり）	中学生以下	160円	330円
	一般	330円	**680円**
休憩所	半日	510円	**1,030円**
	1日	**1,030円**	**2,080円**

浜田市三隅Ｂ＆Ｇ海洋センター条例（平成21年浜田市条例第41号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表（第12条関係）

利用区分		利用料金の上限額（1時間につき）
個人	中学生以下	20円
	一般	**102円**
団体（貸切り）	中学生以下	**174円**
	一般	**534円**
スポーツクラブ		**514円**

対象	器材名	利用料金の上限額（1時間1艇につき）
小中学生	ＯＰヨット	**108円**
	カヌー	**108円**
	カッター	**324円**
	12Ｆヨット	**216円**
高校生 大学生	ＯＰヨット	**216円**
	カヌー	**216円**

改正後（案）

別表（第12条関係）

利用区分		利用料金の上限額（1時間につき）
個人	中学生以下	20円
	一般	**103円**
団体（貸切り）	中学生以下	**177円**
	一般	**543円**
スポーツクラブ		**523円**

対象	器材名	利用料金の上限額（1時間1艇につき）
小中学生	ＯＰヨット	**110円**
	カヌー	**110円**
	カッター	**330円**
	12Ｆヨット	**220円**
高校生 大学生	ＯＰヨット	**220円**
	カヌー	**220円**

現行			改正後（案）		
一般	カッター	**648円**	一般	カッター	**660円**
	12Ｆヨット	**432円**		12Ｆヨット	**440円**

浜田市三隅中央会館条例（平成17年浜田市条例第286号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表（第9条関係）

施設名	利用料金の上限額						
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過料金（1時間当たり）
多目的ホール	1,620円	2,050円	2,050円	2,700円	3,130円	3,990円	540円
生活研修室	1,080円	1,290円	1,080円	2,160円	2,160円	2,590円	430円
研修室	1,080円	1,290円	1,080円	2,160円	2,160円	2,590円	430円
〔略〕							

設備名		利用料金の上限額
冷暖房設備	多目的ホール	1時間当たり　2,910円
	生活研修室	1時間当たり　110円

改正後（案）

別表（第9条関係）

施設名	利用料金の上限額						
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過料金（1時間当たり）
多目的ホール	1,650円	2,090円	2,090円	2,750円	3,190円	4,070円	550円
生活研修室	1,100円	1,320円	1,100円	2,200円	2,200円	2,640円	440円
研修室	1,100円	1,320円	1,100円	2,200円	2,200円	2,640円	440円
〔略〕							

設備名		利用料金の上限額
冷暖房設備	多目的ホール	1時間当たり　2,960円
	生活研修室	1時間当たり　110円

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>研修室</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>研修室</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例（平成18年浜田市条例第56号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表第2（第11条関係）

名称	区分		単位	利用料金の上限額		
				一般	高校生	小学生 中学生
市民野球場	市民		1時間当たり	1,080		540
	市民外		1時間当たり	2,160		1,080
市民テニス場	市民		1面1時間当たり	210		100
	市民外		1面1時間当たり	430		210
市民陸上競技場	占用利用	市民	1時間当たり	1,080		540
		市民外	1時間当たり	2,160		1,080
多目的広場	占用利	市民	1時間当たり	1,080		540

改正後（案）

別表第2（第11条関係）

名称	区分		単位	利用料金の上限額		
				一般	高校生	小学生 中学生
市民野球場	市民		1時間当たり	1,100		550
	市民外		1時間当たり	2,200		1,100
市民テニス場	市民		1面1時間当たり	220		110
	市民外		1面1時間当たり	440		220
市民陸上競技場	占用利用	市民	1時間当たり	1,100		550
		市民外	1時間当たり	2,200		1,100
多目的広場	占用	市民	1時間当たり	1,100		550

現行							改正後（案）						
		用	市民外	1時間当たり		2,160	1,080		利用	市民外	1時間当たり		2,200	1,100
屋内プール・多目的運動場	屋内プール	個人利用		1回（2時間まで）当たり	510	420	310	屋内プール・多目的運動場	屋内プール	個人利用		1回（2時間まで）当たり	520	420	310
				利用回数券11枚綴り	5,100	4,200	3,100					利用回数券11枚綴り	5,200	4,200	3,100
		個人会員	市民	1人1年当たり	10,800	8,640	6,480			個人会員	市民	1人1年当たり	11,000	8,800	6,600
			市民外	1人1年当たり	25,920	20,730	15,550				市民外	1人1年当たり	26,400	21,120	15,840
		家族会員		1家族（4人まで）1年当たり			21,600			家族会員		1家族（4人まで）1年当たり			22,000
		占用利用	一般プール	1時間当たり		3,240	1,620			占用利用	一般プール	1時間当たり		3,300	1,650
			幼児プール	1時間当たり		1,080	540				幼児プール	1時間当たり		1,100	550

現行							改正後（案）						
	多目的運動場	全面占用	市民	1時間当たり	1,080	540		多目的運動場	全面占用	市民	1時間当たり	1,100	550
			市民外	1時間当たり	2,160	1,080				市民外	1時間当たり	2,200	1,100
		半面占用	市民	1時間当たり	540	270			半面占用	市民	1時間当たり	550	270
			市民外	1時間当たり	1,080	540				市民外	1時間当たり	1,100	550
		個人利用		1回（2時間まで）当たり	100	50			個人利用		1回（2時間まで）当たり	110	50
	健康相談室 リラクゼーションルーム	市民		1室1時間当たり	320			健康相談室 リラクゼーションルーム	市民		1室1時間当たり	330	
		市民外		1室1時間当たり	640				市民外		1室1時間当たり	660	
	トレーニングルーム	個人利用		1回（2時間まで）当たり	210	100		トレーニングルーム	個人利用		1回（2時間まで）当たり	210	100
				利用回数券11枚綴り	2,100	1,000					利用回数券11枚綴り	2,100	1,000

現行

名称	区分	単位	利用料金の上限額
青少年研修広場ソフトボール場	市民	1時間当たり	540
	市民外	1時間当たり	1,080
オートキャンプ場		1区画1泊当たり	3,240
		1区画1回（日帰り）当たり（15人まで）	1,620

別表第3（第11条関係）

設備区分		区分	単位	利用料金の上限額
市民野球場夜間照明設備	全点灯	市民	1時間当たり	4,320
		市民外	1時間当たり	6,480
	半点灯	市民	1時間当たり	3,240
		市民外	1時間当たり	4,860

改正後（案）

名称	区分	単位	利用料金の上限額
青少年研修広場ソフトボール場	市民	1時間当たり	550
	市民外	1時間当たり	1,100
オートキャンプ場		1区画1泊当たり	3,300
		1区画1回（日帰り）当たり（15人まで）	1,650

別表第3（第11条関係）

設備区分		区分	単位	利用料金の上限額
市民野球場夜間照明設備	全点灯	市民	1時間当たり	4,400
		市民外	1時間当たり	6,600
	半点灯	市民	1時間当たり	3,300
		市民外	1時間当たり	4,950

現行					改正後（案）				
屋内プール・多目的運動場	健康相談室・リラクゼーションルーム冷暖房設備		1室1時間当たり	**100**	屋内プール・多目的運動場	健康相談室・リラクゼーションルーム冷暖房設備		1室1時間当たり	**110**
	放送設備		1日当たり	**320**		放送設備		1日当たり	**330**
	温水シャワー		1人1回当たり	100		温水シャワー		1人1回当たり	100
〔略〕					〔略〕				

浜田市岡見スポーツセンター条例（平成18年浜田市条例第57号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）

別表（第10条関係）

名称	利用時間	区分	利用料金の上限額	
			一般	中学生以下
アリーナ	1時間につき	市民	360	180
		市民以外	720	360
会議室	午前9時～正午	市民	640	320
		市民以外	1,290	640
	午後1時～午後5時	市民	640	320
		市民以外	1,290	640
	午後6時～午後9時	市民	640	320
		市民以外	1,290	640
	午前9時～午後5時	市民	1,290	640
		市民以	2,590	1,290

別表（第10条関係）

名称	利用時間	区分	利用料金の上限額	
			一般	中学生以下
アリーナ	1時間につき	市民	370	180
		市民以外	730	370
会議室	午前9時～正午	市民	660	330
		市民以外	1,320	660
	午後1時～午後5時	市民	660	330
		市民以外	1,320	660
	午後6時～午後9時	市民	660	330
		市民以外	1,320	660
	午前9時～午後5時	市民	1,320	660
		市民以	2,640	1,320

現行					改正後（案）				
		外					外		
	午後1時～午後9時	市民	1,290	640		午後1時～午後9時	市民	1,320	660
		市民以外	2,590	1,290			市民以外	2,640	1,320
	午前9時～午後9時	市民	1,620	810		午前9時～午後9時	市民	1,650	820
		市民以外	3,240	1,620			市民以外	3,300	1,650
	超過時間（1時間につき）	市民	430	210		超過時間（1時間につき）	市民	440	220
		市民以外	860	430			市民以外	880	440
和室	午前9時～正午	市民	540	270	和室	午前9時～正午	市民	550	270
		市民以外	1,080	540			市民以外	1,100	550
	午後1時～午後5時	市民	540	270		午後1時～午後5時	市民	550	270
		市民以外	1,080	540			市民以外	1,100	550
	午後6時～午後9時	市民	540	270		午後6時～午後9時	市民	550	270
		市民以	1,080	540			市民以	1,100	550

現行				
		外		
	午前9時～午後5時	市民	1,080	540
		市民以外	2,160	1,080
	午後1時～午後9時	市民	1,080	540
		市民以外	2,160	1,080
	午前9時～午後9時	市民	1,290	640
		市民以外	2,590	1,290
	超過時間（1時間につき）	市民	320	160
		市民以外	640	320

設備名	利用料金の上限額（1室1時間につき）
冷暖房設備	100

改正後（案）				
		外		
	午前9時～午後5時	市民	1,100	550
		市民以外	2,200	1,100
	午後1時～午後9時	市民	1,100	550
		市民以外	2,200	1,100
	午前9時～午後9時	市民	1,320	660
		市民以外	2,640	1,320
	超過時間（1時間につき）	市民	330	160
		市民以外	660	330

設備名	利用料金の上限額（1室1時間につき）
冷暖房設備	110

浜田市世界こども美術館創作活動館条例（平成17年浜田市条例第111号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表第1（第9条関係）

区分	観覧料の上限額（1人1回につき）		
	常設展示		特別展示
	個人	20人以上の団体	
小学生・中学生	20円	10円	2,050円を超えない範囲でその都度定める額
高校生・大学生	60円	30円	
一般	100円	50円	

別表第2（第9条関係）

区分		利用料金の上限額
午前	午前9時から正午まで	1,640円
午後	午後1時から午後5時まで	2,160円
夜間	午後6時から午後9時まで	2,570円
昼間	午前9時から午後5時まで	3,390円
午後夜間	午後1時から午後9時まで	4,210円
全日	午前9時から午後9時まで	5,650円

改正後（案）

別表第1（第9条関係）

区分	観覧料の上限額（1人1回につき）		
	常設展示		特別展示
	個人	20人以上の団体	
小学生・中学生	20円	10円	2,080円を超えない範囲でその都度定める額
高校生・大学生	60円	30円	
一般	100円	50円	

別表第2（第9条関係）

区分		利用料金の上限額
午前	午前9時から正午まで	1,670円
午後	午後1時から午後5時まで	2,200円
夜間	午後6時から午後9時まで	2,610円
昼間	午前9時から午後5時まで	3,450円
午後夜間	午後1時から午後9時まで	4,280円
全日	午前9時から午後9時まで	5,750円

浜田市立石正美術館条例（平成17年浜田市条例第271号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表第1（第11条関係）

区分		観覧料の上限額（1人1回につき）	
		個人	20人以上の団体又は教育委員会規則で定める割引制度に該当する場合
〔略〕			
年間パスポート	小学生・中学生	1,020円	
	高校生・大学生	1,540円	
	一般	2,570円	

別表第2（第11条関係）

利用区分	施設名	利用料金の上限額（1日当たり）
会議、講演会等で利用する場合	創作室	1,080円
美術品等の展示で利用する場合	創作室	1,080円
	ギャラリー	2,160円

改正後（案）

別表第1（第11条関係）

区分		観覧料の上限額（1人1回につき）	
		個人	20人以上の団体又は教育委員会規則で定める割引制度に該当する場合
〔略〕			
年間パスポート	小学生・中学生	1,030円	
	高校生・大学生	1,560円	
	一般	2,610円	

別表第2（第11条関係）

利用区分	施設名	利用料金の上限額（1日当たり）
会議、講演会等で利用する場合	創作室	1,100円
美術品等の展示で利用する場合	創作室	1,100円
	ギャラリー	2,200円

浜田市石央文化ホール条例（平成17年浜田市条例第113号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行

別表（第12条関係）

利用施設	利用別区分	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	平日	22,110円	29,560円	36,900円	44,350円	59,130円	73,910円
	土曜日、日曜日及び休日	26,530円	35,460円	44,280円	53,210円	70,950円	88,690円
小ホール	平日	4,180円	5,540円	6,490円	8,580円	10,670円	14,560円
	土曜日、日曜日及び休日	5,010円	6,640円	7,780円	10,300円	12,800円	17,470円

改正後（案）

別表（第12条関係）

利用施設	利用別区分	午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	平日	22,510円	30,100円	37,580円	45,170円	60,220円	75,270円
	土曜日、日曜日及び休日	27,020円	36,110円	45,100円	54,190円	72,260円	90,330円
小ホール	平日	4,250円	5,640円	6,610円	8,730円	10,860円	14,820円
	土曜日、日曜日及び休日	5,100円	6,760円	7,920円	10,490円	13,030円	17,790円

現行								改正後（案）							
小ホールA		2,300円	3,030円	3,550円	4,710円	5,860円	7,960円	小ホールA		2,340円	3,080円	3,610円	4,790円	5,960円	8,100円
小ホールB		1,880円	2,500円	2,930円	3,870円	4,810円	6,600円	小ホールB		1,910円	2,540円	2,980円	3,940円	4,890円	6,720円
201会議室		1,460円	1,880円	2,200円	2,930円	3,660円	4,920円	201 会議室		1,480円	1,910円	2,240円	2,980円	3,720円	5,010円
301会議室		2,610円	3,450円	4,080円	5,450円	6,700円	9,110円	301 会議室		2,650円	3,510円	4,150円	5,550円	6,820円	9,270円
302会議室		2,300円	3,030円	3,550円	4,710円	5,860円	7,960円	302 会議室		2,340円	3,080円	3,610円	4,790円	5,960円	8,100円
楽屋1		200円	300円	410円	510円	730円	930円	楽屋1		200円	300円	410円	510円	740円	940円
楽屋2		200円	300円	410円	510円	730円	930円	楽屋2		200円	300円	410円	510円	740円	940円
楽屋3		300円	410円	510円	730円	930円	1,250円	楽屋3		300円	410円	510円	740円	940円	1,270円
楽屋4		300円	410円	510円	730円	930円	1,250円	楽屋4		300円	410円	510円	740円	940円	1,270円
楽屋5		410円	510円	620円	930円	1,150	1,560	楽屋5		410円	510円	630円	940円	1,170	1,580

現行							
						円	円
楽屋6		730円	930円	1,030円	1,770円	1,980円	2,720円
展示ホール		1,670円	2,200円	2,610円	3,450円	4,280円	5,750円

改正後（案）							
						円	円
楽屋6		740円	940円	1,040円	1,800円	2,010円	2,770円
展示ホール		1,700円	2,240円	2,650円	3,510円	4,350円	5,850円

浜田市島村抱月公園条例（平成17年浜田市条例第120号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>別表（第8条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>広場（1時間当たり）</td><td><u>540円</u></td><td>1時間未満は1時間とみなす</td></tr>
</table></td><td>別表（第8条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>広場（1時間当たり）</td><td><u>550円</u></td><td>1時間未満は1時間とみなす</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年浜田市条例第73号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（選定委員会） 第4条　〔略〕 2　委員会は、次に掲げる区分により市長が委嘱する委員をもって組織する。 (1)　識見者　**7人以内** (2)　受益者＿＿＿＿＿＿＿＿　当該諮問の都度、**3人以内** 3　委員の任期は、識見者にあっては2年、受益者＿＿＿＿＿＿＿＿にあっては当該諮問に係る調査審議に要する間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4　〔略〕	（選定委員会） 第4条　〔略〕 2　委員会は、次に掲げる区分により市長が委嘱する委員をもって組織する。 (1)　識見者　**6人以内** (2)　受益者**及び関係団体代表者**　当該諮問の都度、**6人以内** 3　委員の任期は、識見者にあっては2年、受益者**及び関係団体代表者**にあっては当該諮問に係る調査審議に要する間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4　〔略〕

浜田市資料館運営協議会条例（平成17年浜田市条例第324号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（目的及び設置） 第1条　浜田市浜田郷土資料館、浜田市金城民俗資料館、浜田市金城歴史民俗資料館、浜田市旭歴史民俗資料館、浜田市三隅歴史民俗資料館＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿及び浜田市弥栄郷土資料展示室（以下「資料館等」という。）の円滑な運営を図ることを目的として、浜田市資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。	（目的及び設置） 第1条　浜田市浜田郷土資料館、浜田市金城民俗資料館、浜田市金城歴史民俗資料館、浜田市旭歴史民俗資料館、浜田市三隅歴史民俗資料館**、浜田市浜田城資料館**及び浜田市弥栄郷土資料展示室（以下「資料館等」という。）の円滑な運営を図ることを目的として、浜田市資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

浜田市火災予防条例（平成17年浜田市条例第255号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（避雷設備） 第16条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する**日本工業規格**に適合するものとしなければならない。 2　〔略〕 （設置の免除） 第29条の5　前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1)　第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で**作動時間が60秒以内**の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5)　〔略〕 〔新設〕 **(6)**　〔略〕	（避雷設備） 第16条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する**日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）**に適合するものとしなければならない。 2　〔略〕 （設置の免除） 第29条の5　前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1)　第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で**種別が1種**の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5)　〔略〕 **(6)　第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。** **(7)**　〔略〕

令和元年6月27日
議会総務文教委員会資料
総務部 行財政改革推進課

浜田市有料駐車場の利用状況等について

1 平成30年度利用状況

	利用台数（台）			利用料収入額（円）		
	H29年度	H30年度	前年度比	H29年度	H30年度	前年度比
① 栄町駐車場 〔区画40台〕	－	－	－	3,900,433	4,053,707	153,274 (3.9%)
普通駐車 〔区画17台〕 (30分無料、1時間100円)	21,718	19,679	△2,039 (△ 9.4%)	2,664,000	2,845,900	181,900 (6.8%)
定期駐車 〔区画23台〕 (月5,000円)	251	242	△9 (△ 3.6%)	1,236,433	1,207,807	△28,626 (△ 2.3%)
② 道分山立体駐車場 〔区画245台〕	－	－	－	40,965,552	42,186,475	1,220,923 (3.0%)
普通駐車 〔区画170台〕 (30分無料、30分100円)	85,166	87,276	2,110 (2.5%)	35,010,200	36,392,210	1,382,010 (3.9%)
定期駐車 〔区画75台〕 (月12,000円、屋上8,000円)	510	500	△10 (△ 2.0%)	5,955,352	5,794,265	△161,087 (△ 2.7%)
合 計 〔区画330台〕	－	－	－	44,865,985	46,240,182	1,374,197 (3.1%)
普通駐車 〔区画217台〕	106,884	106,955	71 (0.1%)	37,674,200	39,238,110	1,563,910 (4.2%)
定期駐車 〔区画113台〕	761	742	△19 (△ 2.5%)	7,191,785	7,002,072	△189,713 (△ 2.6%)

※1 「普通駐車」の「利用台数」には、無料時間（30分以内）の利用台数を含む。

※2 「定期駐車」の「利用台数」は、毎月の利用台数を1台とし、年間延べ台数で算出している。

※3 「利用料収入額」は、指定管理者の利用料金収入額で計上している。
（H29年度の収入額は、昨年度資料と一部変更あり）

〈概況〉

①栄町駐車場

普通駐車 … 前年度比で利用台数は9.4%減少、収入額は6.8%増加した。

定期駐車 … 前年度比で利用台数は3.6%減少、収入額も2.3%減少した。

②道分山立体駐車場

普通駐車 … 前年度比で利用台数は2.5%増加、収入額は3.9%増加した。

定期駐車 … 前年度比で利用台数は2.0%減少、収入額も2.7%減少した。

（裏面へ）

裏　面

2　指定管理者の募集予定について

浜田市有料駐車場は、今年度末で指定期間が満了することに伴い、令和 2 年 4 月からの指定管理者を次のとおり公募します。

(1) 公募施設

施設名	担当課	指定期間
浜田市有料駐車場 （栄町駐車場・道分山立体駐車場）	総務部 行財政改革推進課	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日(3 年間)

(2) 公募期間

令和元年 7 月 18 日(木) ～ 同年 8 月 27 日(火)

(3) 施設及び運営の概要

名称		栄町駐車場	道分山立体駐車場
所在地		浜田市新町 33 番地	浜田市黒川町 4181 番地
運営開始年月		昭和 46 年 3 月	平成 16 年 4 月
施設内容	形式	平面駐車場（野天式）	立体駐車場（自走式）
	構造等	－	鉄骨造陸屋根 8 階建 （平成 3 年建築）
	収容台数	40 台	245 台
管理運営	指定管理者	浜田ビルメンテナンス(株)	浜田ビルメンテナンス(株)
	指定期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 （3 年間）	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日 （3 年間）

(4) 指定管理者選定スケジュール

令和元年	10 月上旬	指定管理者選定委員会による面接審査
	10 月中旬	指定管理者の候補者を選定
	10 月下旬	指定管理者の候補者と仮協定締結
	12 月	市議会で指定議案上程、議決後に指定通知
令和 2 年	4 月 1 日	指定管理開始

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
地域政策部まちづくり推進課

(旧)敬老乗車券(H28.7.1～H31.3.31 交付分)の有効期限再延長について

平成 28 年 7 月から平成 30 年度末までの間に交付した「(旧)敬老乗車券」の有効期限は、当初の平成 31 年 3 月 31 日から令和元年 6 月 30 日まで延長しています。

令和元年 6 月 30 日時点での未利用の(旧)敬老乗車券を試算した結果、約 5,000 千円分が使用されずに所有されているものと推計されます。

このことから、交付済みの(旧)敬老乗車券の有効活用と公共交通機関の利用促進に資するため、(旧)敬老乗車券の有効期限を令和 2 年 3 月 31 日まで再延長するものです。

(旧)敬老乗車券の販売・利用状況(平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

	販売分 ①		免許自主返納無料交付分 ②		交付合計額 ①+②	利用額 ③	未利用額 ①+②−③
	冊数(人数)	金額	冊数(人数)	金額			
平成28年度	23,254 冊 (3,572 人)	69,762 千円	725 冊 (145 人)	2,175 千円	71,937 千円	51,029 千円	20,908 千円
平成29年度	22,422 冊 (3,120 人)	67,266 千円	1,365 冊 (273 人)	4,095 千円	71,361 千円	69,387 千円	1,974 千円
平成30年度	21,392 冊 (3,077 人)	64,176 千円	920 冊 (184 人)	2,760 千円	66,936 千円	75,938 千円	△9,002 千円
合計	**67,068 冊 (9,769 人)**	**201,204 千円**	**3,010 冊 (602 人)**	**9,030 千円**	**210,234 千円**	**196,354 千円**	**13,880 千円**

※未利用率 6.6%

○平成 31 年 3 月 31 日時点の未利用額　13,880 千円
- 購入者死亡・転出による利用不能額　△ 2,500 千円(推計)
- 平成 31 年 4 月 延長乗車券利用額　△ 2,461 千円
- 令和元年 5 月及び 6 月　〃　△ 4,000 千円(推計)

○令和元年 6 月 30 日時点の未利用額(推計)　**4,919 千円**

令和元年6月27日
総務文教委員会資料
教育委員会　学校教育課

○ 市内中学生の進学等の状況について

上段：**H30** － H29 － H28 年度卒業生
下段：H20 － H19 － H18 〃 〃

地域	高校名	一中	二中	三中	四中	浜田東中	金城中	旭中	弥栄中	三隅中	計
浜田	浜田	**70** - 65 - 61	**22** - 24 - 14	**34** - 32 - 41	**2** - 3 - 6	**12** - 12 - 22	**8** - 16 - 11	**1** - 4 - 3	**4** - 5 - 5	**8** - 15 - 12	**161** - 176 - 175
		71 - 69 - 77	22 - 21 - 34	30 - 33 - 28	9 - 9 - 10	23 - 32 - 21	9 - 9 - 18	3 - 5 - 11	4 - 3 - 3	19 - 16 - 30	190 - 197 - 232
浜田	今市分校	3 - 9 - 7	- 2 - 4	3 - 3 - 1	- -	- 2 -	2 - 7 - 7	- - 6	- -	2 - -	10 - 23 - 25
浜田	浜田定時制	**4** - 2 - 2	**2** - 2 - 3	**2** - 3 - 5	- -	- 2 -	- 2 - 2	- -	- -	- -	**8** - 11 - 12
		2 - 2 - 3	- 2 - 2	2 - - 2	- -	- -	1 - 2 - 1	- -	- -	- - 1	5 - 6 - 9
浜田	浜田商業	**12** - 9 - 17	**4** - 14 - 18	**27** - 21 - 19	**1** - 3 - 1	**10** - 8 - 3	**3** - 2 - 9	**1** - 1 -	**3** - 4 -	**2** - 5 - 4	**63** - 67 - 71
		31 - 28 - 29	14 - 12 - 12	22 - 27 - 39	6 - 4 - 4	10 - 25 - 25	7 - 9 - 8	1 - 1 - 2	3 - 1 - 3	8 - 7 - 15	102 - 114 - 137
浜田	浜田水産	**4** - 9 - 12	**11** - 3 - 5	**11** - 9 - 6	**1** - - 2	- 4 - 1	- 6 - 2	**1** - - 2	- - 1	**1** - 1 - 1	**29** - 32 - 32
		7 - 7 - 11	5 - 9 - 16	13 - 12 - 10	5 - 2 - 1	7 - 4 - 2	4 - 1 - 4	- -	1 - 2 - 1	4 - 5 - 1	46 - 42 - 46
江津	江津	**4** - 3 - 1	**3** - - 1	**3** - - 4	**1** - - 1	**3** - 1 - 3	- -	- -	- - 1	- -	**14** - 4 - 11
		5 - 4 - 3	2 - 2 -	- 3 -	- -	9 - 4 - 5	2 - 2 - 3	- -	- -	1 - - 2	19 - 15 - 13
江津	江津工業	**5** - 11 - 8	**1** - 2 -	**3** - 6 - 4	**3** - 1 - 2	**10** - 7 - 7	- 5 - 4	**1** - 1 - 2	- 2 - 1	- - 5	**23** - 35 - 33
		18 - 23 - 16	6 - 1 -	4 - 10 - 3	- - 2	3 - 4 - 13	1 - 6 - 5	1 - -	- -	- 1 - 1	33 - 45 - 40
県内他	矢上	- 1 - 1	**1** - 2 -	- -	- 1 -	**1** - 1 -	**5** - 2 - 4	**4** - 3 - 6	- 2 -	- -	**11** - 12 - 11
		- -	- -	- -	- -	- -	7 - 4 - 2	10 - 8 - 6	1 - -	- -	18 - 12 - 8
県内他	島根中央	- -	- -	- - 1	- -	- 1 -	- -	- 2 - 1	- -	- -	**0** - 3 - 2
		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 2 -	0 - 2 - 0
益田	益田	- -	- -	- -	- -	- -	**1** - -	- -	- -	- -	**1** - 0 - 0
		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0 - 0 - 0
益田	益田翔陽	- -	- -	**2** - 1 - 4	**1** - -	- -	**1** - -	- -	- 1 -	**6** - 4 - 3	**10** - 6 - 7
		- -	- -	1 - -	- - 2	1 - -	- - 1	- - 2	2 - -	6 - 14 - 17	10 - 14 - 22
県内他	県内他公立	**8** - 5 - 1	- 1 - 1	**1** - - 1	- -	**2** - 2 -	- 1 -	**4** - -	- -	**2** - 2 -	**17** - 11 - 3
		1 - 4 - 4	1 - - 2	1 - 3 -	3 - 1 -	3 - 2 - 1	- 3 - 3	- -	- 2 -	1 - -	10 - 15 - 10
県内他	高専	**4** - 1 - 3	- -	**1** - 2 - 2	- -	- 1 - 2	**1** - -	- - 1	- -	- 1 -	**6** - 5 - 8
		6 - 2 -	- 1 - 5	1 - 3 - 3	- -	- 1 -	- -	1 - 1 -	1 - -	- -	9 - 8 - 8
江津	石見智翠館	**18** - 16 - 10	- 2 - 1	**8** - 1 - 5	- 1 -	**2** - 3 - 3	**1** - 5 -	**4** - -	- -	**4** - 3 - 5	**37** - 31 - 24
		8 - 2 - 5	- 3 -	3 - 3 - 8	- -	5 - 1 -	3 - - 3	2 - 1 - 1	- 1 - 1	1 - -	22 - 11 - 18
益田	明誠	**4** - 5 - 4	- 1 - **1**	**9** - 3 - 18	**3** - 1 -	**6** - 1 - 1	**3** - - 2	**1** - - 3	- 1 - 2	**7** - 1 - 9	**33** - 13 - 40
		1 - 2 - 1	- -	12 - 15 - 9	- -	- -	- -	- - 1	- -	3 - 4 - 3	16 - 21 - 14
益田	益田東	**1** - 3 - 3	- -	**3** - - 4	- -	- -	**1** - 1 -	- -	- - 1	**3** - 4 - 7	**8** - 8 - 15
		8 - 10 - 6	3 - -	7 - 3 - 4	2 - -	- - 1	- 1 -	1 - -	- 1 - 1	8 - 10 - 10	29 - 25 - 22
県内他	県内他私立	**1** - 1 - 3	**1** - 2 -	**3** - - 1	- -	**1** - -	**1** - -	- -	- -	- 1 - 1	**7** - 4 - 5
		- 2 -	- - 1	2 - - 2	- -	- -	- -	- -	- -	- - 1	2 - 2 - 4
その他	県外公私立	**2** - 5 - 2	- - 1	**2** - - 1	- -	**3** - - 1	- - 1	**1** - 3 -	- -	**1** - 1 -	**9** - 9 - 6
		5 - 3 - 4	- 1 - 3	3 - - 3	- -	- -	- 4 - 2	- - 1	- - 1	- - 1	8 - 8 - 15
その他	各種・専修	- -	- -	**1** - 1 -	- -	- -	**1** - -	- -	- -	- - 2	**2** - 1 - 2
		1 - -	- -	- 2 -	- -	- 1 -	1 - -	- -	1 - -	- -	3 - 3 - 0
その他	特別支援学校	**2** - - 4	**1** - 2 - 2	**2** - 2 -	- 1 -	- 3 - 5	- 1 -	- - 2	- - 1	**2** - 1 - 1	**7** - 10 - 15
		4 - 3 - 2	- -	2 - - 2	- -	2 - -	2 - 1 -	- -	- -	5 - 3 - 1	15 - 7 - 5
その他	通信制	**2** - 4 - 1	- 1 - 1	**3** - 1 -	- -	- -	**2** - -	- -	- -	- 1 - 1	**7** - 7 - 3
		1 - -	- -								1 - 0 - 0
その他	その他	**2** - 1 - 2	**1** - -	- -	- -	- -	- 1 -	- -	- -	- - 1	**3** - 2 - 3
		2 - 3 - 6	- -	2 - - 3	- -	- 1 -	- -	- 1 -	- -	- 2 -	4 - 7 - 9
その他	就職・自営	- -	**1** - -	- -	- -	- -	- -	- - 1	- -	- 1 -	**1** - 1 - 1
		2 - 9 - 8	1 - 2 - 4	- 1 -	- -	- 1 -	- 1 - 1	- - 1	- -	- 1 -	3 - 15 - 14
	計	**143** 141 135	**48** 56 48	**115** 82 116	**12** 11 12	**50** 46 48	**28** 42 35	**18** 14 21	**7** 15 12	**36** 41 52	**457** 448 479
		176 182 182	54 56 83	108 118 117	25 16 19	63 78 68	39 50 58	19 17 31	13 10 10	58 65 83	555 - 592 - 651

地域	高校名	H20		H28		H29		**H30**		H30-H20
浜田	合計	343人	62%	290人	61%	286人	64%	**261人**	**57%**	△ 82人
	浜田	190人	34%	175人	37%	176人	39%	**161人**	**35%**	△ 29人
	浜田定時制	5人	1%	12人	3%	11人	2%	**8人**	**2%**	3人
	浜田商業	102人	18%	71人	15%	67人	15%	**63人**	**14%**	△ 39人
	浜田水産	46人	8%	32人	7%	32人	7%	**29人**	**6%**	△ 17人
江津	合計	74人	13%	68人	14%	70人	16%	**74人**	**16%**	0
	江津	19人	3%	11人	2%	4人	1%	**14人**	**3%**	△ 5人
	江津工業	33人	6%	33人	7%	35人	8%	**23人**	**5%**	△ 10人
	石見智翠館	22人	4%	24人	5%	31人	7%	**37人**	**8%**	15人
益田	合計	55人	10%	62人	13%	27人	6%	**52人**	**11%**	△ 3人
	益田	0人	0%	0人	0%	0人	0%	**1人**	**0%**	1人
	益田翔陽	10人	2%	7人	1%	6人	1%	**10人**	**2%**	0
	明誠	16人	3%	40人	8%	13人	3%	**33人**	**7%**	17
	益田東	29人	5%	15人	3%	8人	2%	**8人**	**2%**	△ 21人
県内他		49人	9%	29人	6%	35人	8%	**41人**	**9%**	△ 8人
その他		34人	6%	30人	6%	30人	7%	**29人**	**7%**	△ 5人
合計		555人	100%	479人	100%	448人	100%	**457人**	**100%**	△ 98人

地域別グラフ

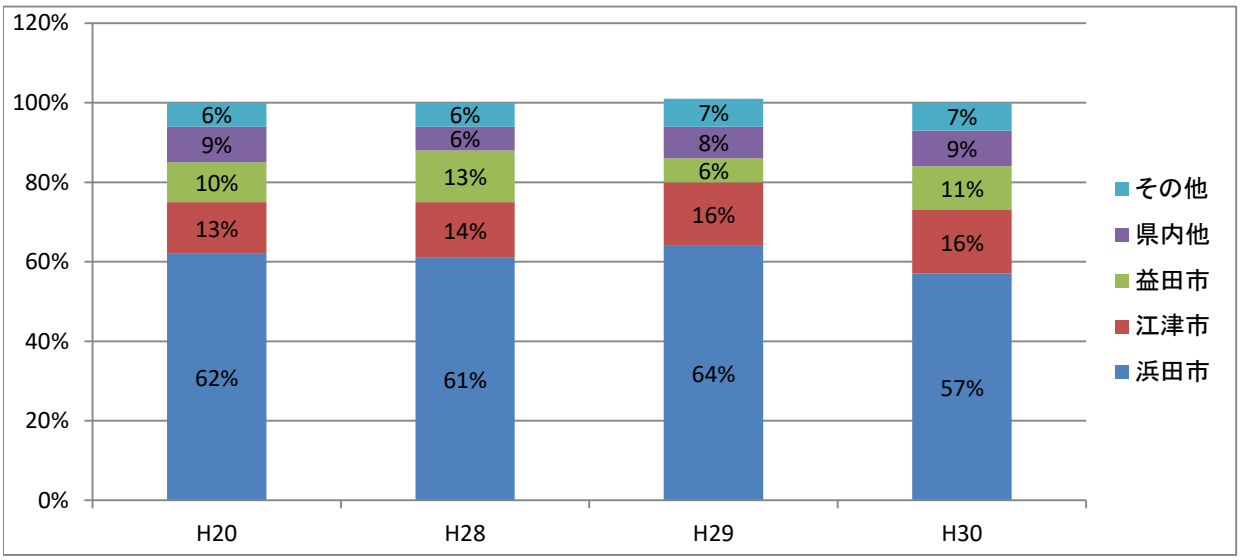

高校別グラフ

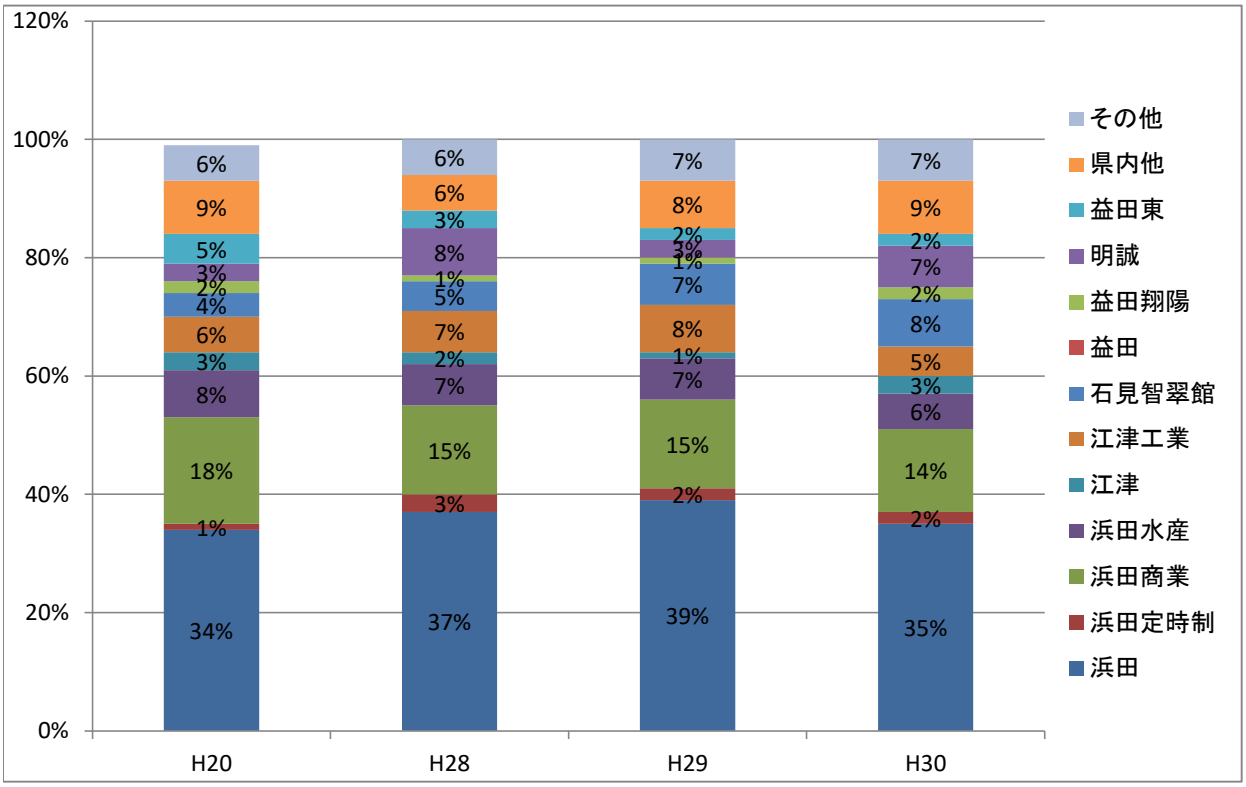

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
教育委員会　学校教育課

夏季休業中の学校閉庁日について

1　目的

学校を閉庁することにより、児童生徒・教職員の夏季における健康増進、教職員の休暇取得促進及び教職員の多忙感解消を図る。（平成 30 年度から実施。）

2　夏季休業中の学校閉庁期間

8 月 11 日（日）から 8 月 16 日（金）までの 6 日間

※学校閉庁期間は、「学校閉庁日」とする。

※学校閉庁日：「勤務が割り振られた日」においては、全ての教職員が、休暇等を取得することにより、学校において保護者や地域の方からの問い合わせ等に対応する者を置かない日

3　学校閉庁期間の連絡先

浜田市立幼稚園・小・中学校において、8 月 13 日(火)～16 日(金)に、学校への連絡が必要な場合は、次の連絡先まで連絡を行う。必要に応じて、担当課から学校の管理職へ連絡を行う。

【連絡先】

（小・中学校）

連絡先　浜田市教育委員会学校教育課

電話　　25-9710

（市立幼稚園）

連絡先　浜田市子育て支援課

電話　　25-9330

4　学校閉庁期間の留意事項

(1)　やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かない。

(2)　原則、児童生徒は登校させず、中学校の部活動についても行わない。

なお、特別な理由により、部活動等を行う場合は、事前に校長を通じて市教育委員会学校教育課へ申し出ること。

(3)　平日については、常勤の教職員は、年休または夏季特別休暇で対応すること。

5　周知方法

(1)　市教育委員会から、全保護者及び関係機関への文書周知を行う。

(2)　市広報、市ホームページ等による周知を行う。

(3)　各学校において、「学校だより、地域関係会合、参観日等」で周知を行う。

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
教育委員会　文化振興課

(仮称)浜田歴史資料館検討会の検討状況について

1　開催状況

(1) 第 2 回(仮称)浜田歴史資料館検討会

ア　日時　令和元年 5 月 21 日（火）18 時 30 分～20 時 00 分

イ　会場　浜田市役所　本庁 4 階講堂ＡＢＣ

ウ　内容　平成 28 年度整備計画に対する意見を踏まえた見直し案の説明、中期財政計画、公共施設再配置の取組について

エ　委員からの意見【主なもの】　※その他意見は、別添第 3 回資料を参照

・優先する事業があるのではないか。市民に説明できる議論が必要である。
・いずれの案も前回の案とそん色ない。利用率はどれくらい試算されているのか。
・反対意見者が納得できる案を出す必要がある。
・浜田城資料館の扱いについて、どうなっているのか。

(2) 第 3 回(仮称)浜田歴史資料館検討会

ア　日時　令和元年 6 月 18 日（火）午後 5 時 30 分～午後 8 時 30 分

イ　場所　現地視察　こども美術館、中央図書館、浜田郷土資料館、御便殿
　　検討会　浜田市役所本庁 4 階講堂ＡＢＣ

ウ　内容　現地視察、前回の質問事項に対する回答、(仮称)浜田歴史資料館について
（別添　第 3 回資料参照）

エ　委員からの意見【主なもの】

・浜田の大切な資料を保存していく、大切な建物である。
・実際に現地をみて、郷土資料館の老朽化の状況がよく分かった。
・現地を見ることで、3 つの案についてのメリット、デメリットがよく分かった。
・資料館の展示内容についてもう少し具体的な説明がほしい。
・他の優先事業があるのではないか。現行案では説得力に欠ける。
・利用者見込は確かなものか。疑問である。
・事業費、運営費の圧縮はできないか。Ａ・Ｂ案は前回案とそれほど変わっていない。
・現地を見て、やはりＡ案が良いと感じた。
・Ｃ案にすれば、こども美術館の展示がわずかとなり、寂しい。Ａ案ではどうか。
・館長は重要な役割があるので、もっと報酬を上げても良いと思う。
・美術館との複合化の場合、施設の名称はどのようになるか。

さらに議論を深めるために、会長からの提案で各委員が意見を整理する際に利用できるアンケート用紙を委員に配布した。次回はそれを利用しながら検討を行うこととした。

2　今後のスケジュール（予定）

7 月 22 日(月)	第 4 回検討会　(意見交換)
8 月	第 5 回検討会　(予備)
9 月	議会に検討会での検討結果を報告

資料　1

令和元年6月18日(火)　現地視察行程(予定)

午後5時25分	集合	浜田市役所東分庁舎前駐車場
午後5時30分	出発	
午後5時40分～午後6時00分		こども美術館(C案)
午後6時10分～午後6時20分		浜田市立中央図書館(B案)
午後6時30分～午後6時40分		浜田市浜田郷土資料館
午後6時50分～午後7時00分		御便殿(A案)
午後7時20分～午後8時30分		浜田市役所本庁講堂ABC　(意見交換)

※移動は浜田市マイクロバス

資料 1-2

C案：世界こども美術館改修

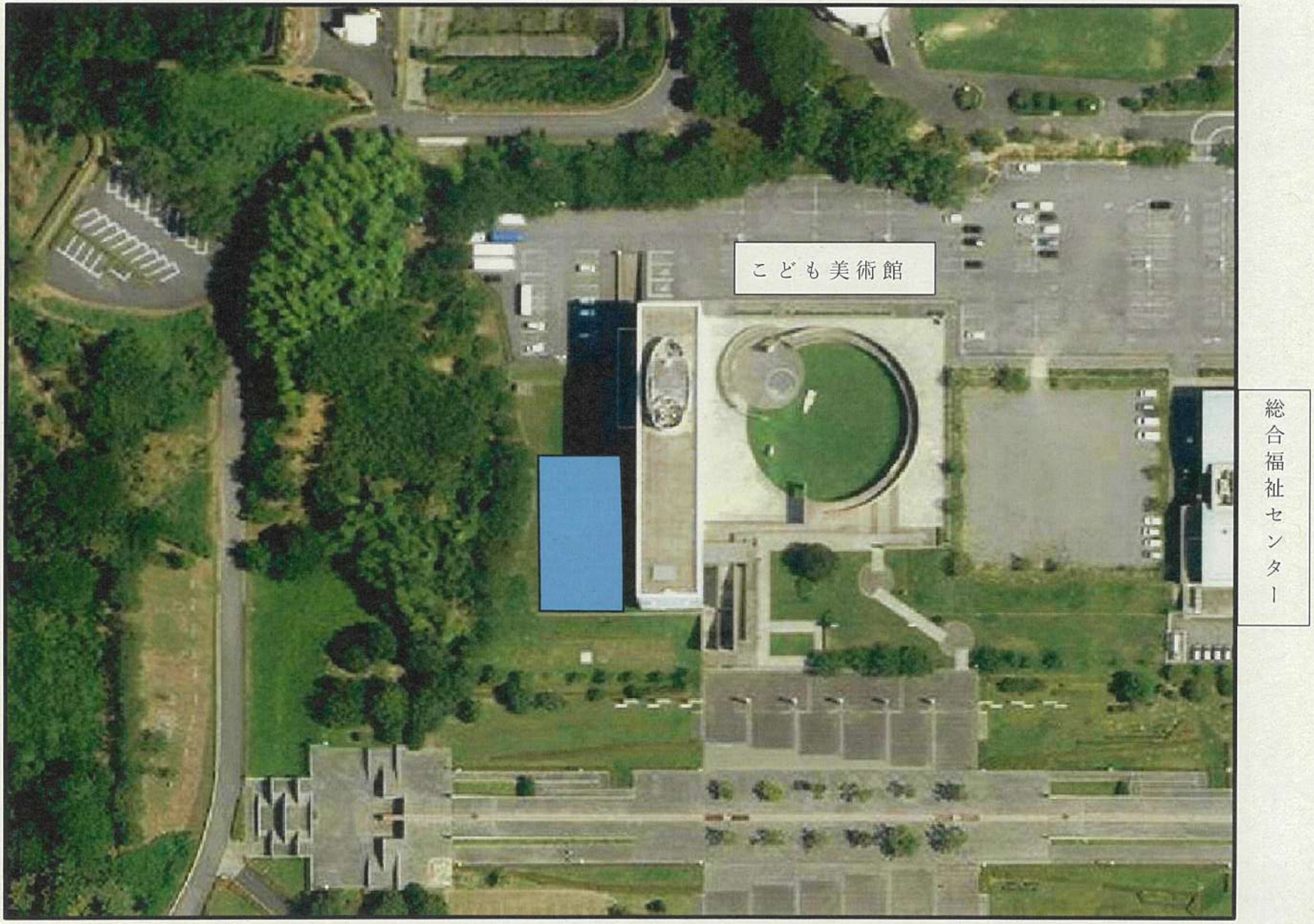

B案：中央図書館隣接

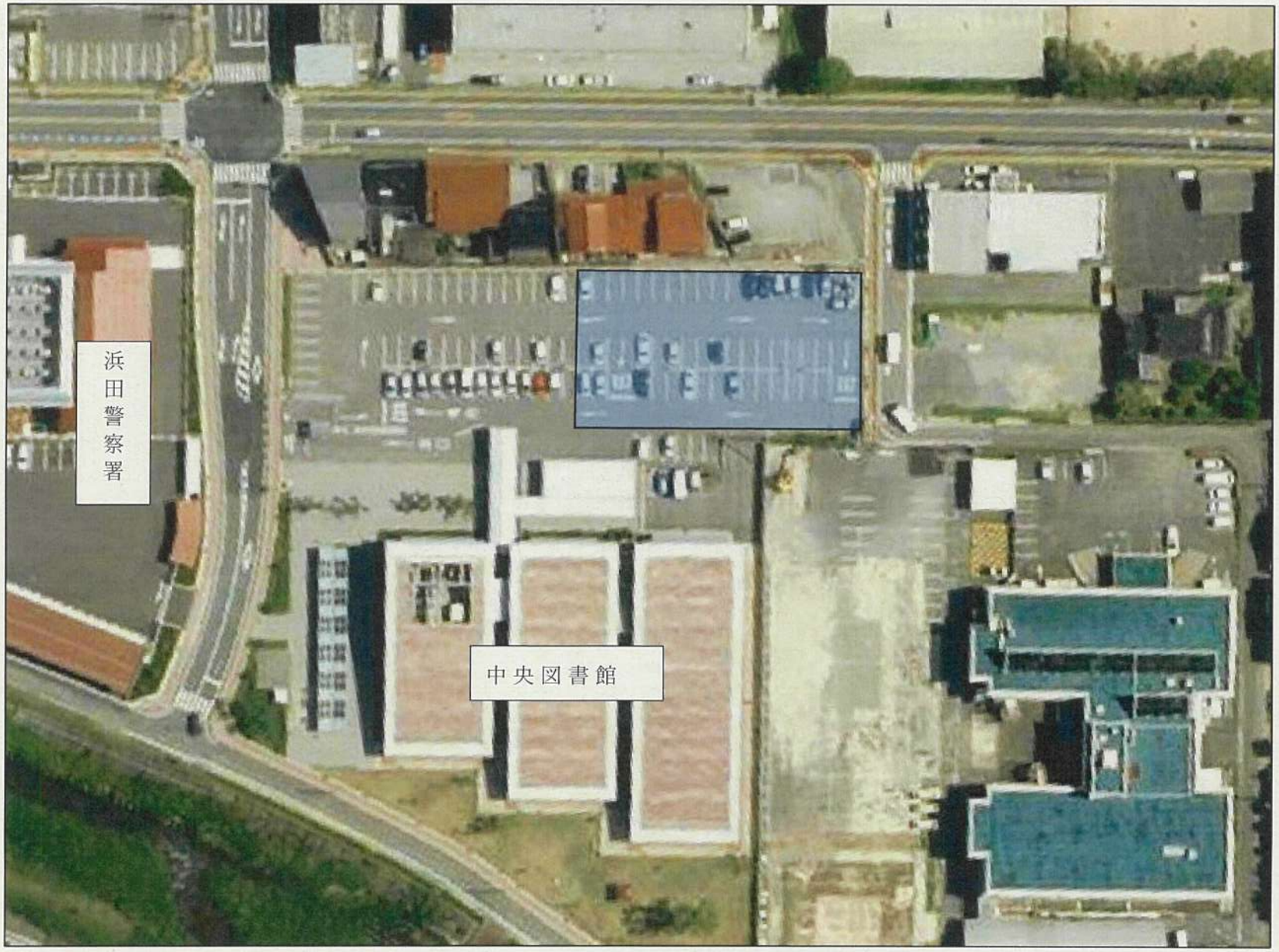

浜田市浜田郷土資料館

（一階平面図）

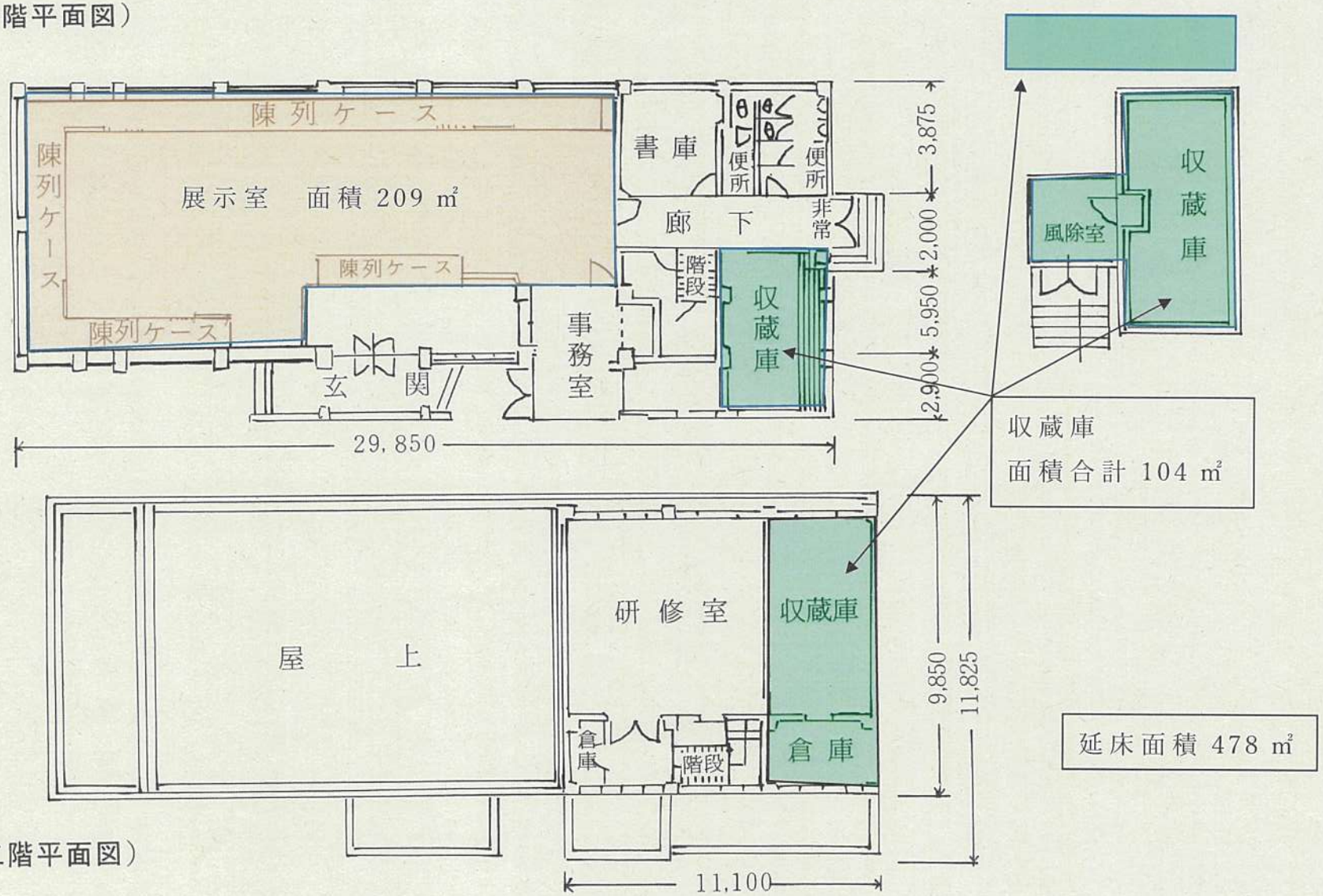

（二階平面図）

A案：城山公園内御便殿周辺

資料２

第２回検討会での意見に対する回答（未回答分）

番号	意　　見	回　　答
1	・既存施設が老朽化しており、歴史資料館の整備は必要と考える。 ・財政的にはＣ案であるが、整備の目的から考えると、いずれの案も中途半端である。 ・子どもの利用を考えた場合はＡ案であることからその整備費を縮減できないか。	Ａ案は、展示、収蔵に必要な面積を確保したものであり、この程度の整備費は必要となります。また、これは他の場所において建設した場合も同程度の整備費が必要となります。
2	・配布資料１の4-イ運営費に人件費と職員数が示されているが、職員の役職別人件費の内訳を確認したい。	役職別人件費の内訳は、館長約2,000千円、職員約7,200千円、臨時職員など約2,400千円です。
	・今後、資料のデジタル化を行う予定はないか。	デジタル化については、資料の把握、公開について有効な手段と考えますが、あくまで補助的なものであり、本物を鑑賞することが、より大切であると考えます。
3	・整備後の維持管理費に不安がある。 ・保存、継承や調査を継続して行く上で、人件費の削減は心配である。 ・目的を達成する上で、問題はないか。	人件費は施設の運営上、必要な人数分を計上しており、支障はないと考えております。歴史、文化の保存、継承を第一の目標とする中で、維持管理費は重要な論点と考えます。施設の運営は効率化を図りながら、経費の圧縮に努めます。

4	・親の立場でいえば、資料館を整備することで、子どもたちの授業に反映されるのか疑問である。	現在、授業の一環として、資料館見学を行う学校もあります。今後、学校と協議して、これからの授業に資料館を積極的に活用してまいります。 スクールバスなどの移動手段についても十分配慮してまいります。
	・Ａ案では学校のバスが施設まで行くことが可能か。	Ａ案については、進入道路の整備を進めており、バスの進入は可能です。また、学校から資料館へのバスの手配についても、検討します。
	・Ｂ案の図書館では駐車場の確保ができるか。	Ｂ案については、駐車場 108 台のうち、資料館を整備することで 30 台程度減少します。
5	・整備することに反対する理由はない。 ・御便殿と歴史資料館の展示が分かれることになるが、来館者からすれば、どちらの資料館に何が展示されているのか分かり難い。使い勝手が悪いのではないか。	現在整備を行っている御便殿（浜田城資料館）は、浜田城や日本遺産である外ノ浦の北前船寄港地について、パネルを中心とした展示を考えております。 一方、歴史資料館は、古代から近代までの浜田市全体の歴史、文化について、本物を中心に展示する考えであり、役割や機能の違いについて周知、ＰＲに努めます。

6	・示された3案と、整備しないという選択も一つの案であると理解した。 ・地域では資料館を整備しても誰が利用するかとか、資料の価値などの中身が分からないといった声もある。 ・目的は理解できるが、自分自身、絶対に必要という気持ちに傾いていない。 ・今後、どのような日程で、どこまで議論をするのか分からない。	検討会の日程や議論すべき内容については、7月を目途に資料館整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費などを検討していただき、その方向性が出せればと考えております。
	・金城資料館の2館が存続すると、案で示された運営費が変わると考える。	金城資料館の2館については、2館による統廃合を検討中のため配布資料の運営費には含んでおりません。2館の運営費は93万円となります。
	・運営費の配布資料には収入が示されていない。 ・収益施設ではないために収入はないということであれば、年間約5,000万円の運営費は市民の税金を使うことになり、大変な負担となる。 ・市民が納得のいく施設とする必要がある。	運営費のうち収入については、第3回検討会でお示しする予定としております。

資料　3

(仮称)浜田歴史資料館について

1　整備の目的

(1) 浜田の歴史文化の保存と継承
(2) ふるさと郷育の拠点
(3) 市民や観光客の交流拠点

【参考1】既存の資料館の設置目的　(各資料館条例共通　抜粋)

郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の文化向上に資する

【参考2】(仮称)浜田市総合博物館基本構想から

『地域の歴史・文化の継承拠点
市民の生活に活かされ、生涯学習に寄与する施設』

・市民一人ひとりが参加できる文化活動の拠点施設
・知的好奇心を育てる生涯学習推進施設
・「研究」「保存」「教育」という基本的要素が展示や教育普及、生涯学習活動に反映されるイキイキとしている博物館

2　想定される利用方法

(1)浜田の歴史文化の保存と継承

保存・展示	・資料を収集、整理し、適切な環境で保存する。
	・資料を展示し、浜田の歴史文化を理解してもらう。
継　　承	・資料を維持管理し、継承する。
	・資料を調査、研究し、その成果を継承する。

(2)ふるさと郷育の拠点

学校教育	小学校	社会科	・昔の道具調べや生活の移り変わりを学習する。 ・浜田と日本の歴史を関連付けて学習する。
		理　科	・大地のつくりを石見畳ヶ浦の化石から学習する。 ・日本唯一の岩石である黄長石霞石玄武岩を学習する。
		総合的な学習	・学校周辺の歴史や偉人、石見神楽等の身近な歴史文化を学習する。
	中学校	社会科	・浜田と日本の歴史を小学校より掘り下げて学習する。
		理　科	・浜田地震等により災害や大地変動を学習する。
		総合的な学習	・市全体の視点から歴史や伝統文化等について、生徒が考えながら取り組む学習を行う。
	※ 小・中学校と資料館の移動はスクールバスを使用		
	高　校		・文化関係の部活動に活用する。 ・授業へ資料を提供し、生徒の関心を高める。
	大学等		・ゼミやレポート作成に活用する。 ・県外出身の学生に浜田の歴史文化への関心を高める。
生涯学習	公民館		・浜田の歴史文化を紹介することで、地域への理解と愛着を持ってもらう。
	各種団体		・団体の希望するテーマに沿って、資料等を紹介し、浜田の歴史文化を理解してもらう。
	個　人		・個人の希望に沿って情報を提供し、学習を支援する。

(3)市民や観光客の交流拠点

市　民	交流の場	・市民同士が研究発表や議論ができる場とする。 ・交流イベント等を開催する。
観光客	情報提供	・展示等により、浜田の歴史文化を知ってもらう。 ・史跡や関係施設、観光地等の情報を提供する。

3　入館者見込と収入見込

(1)入館者見込（開館して約3年後の、入館者が平準化した時点を想定）単位：人

	整備箇所	有料入館者①	有料入館者②	小　計 ①+②	授業による児童・生徒の利用	総計③
A案	城山公園内御便殿周辺	8,550	—	8,550	800	9,350
B案	中央図書館隣接地	8,550	1,500	10,050	800	10,850
C案	こども美術館を一部改修し建物海側に増設	8,550	2,100	10,650	800	11,450

※有料入館者①：歴史資料館建設により見込まれる人数

※有料入館者②：隣接する施設などから見込まれる人数

※総　　計③：「子供の日」などの無料による入館者や割引入館者は、推計困難なため含んでいない。

※別添「入館者見込について」を参照

(2)収入見込

	平均入館料(円)	有料入館見込人数(人)	金額(千円)
A案	300	8,550	2,565
B案	300	10,050	3,015
C案	300	10,650	3,195

※平均入館料：県内博物館等の入館料を参考に、入館者数、各種割引制度等を勘案し300円を平均入館料とした。

(参考)県内博物館等における入館料状況

	常設展（円）	企画展（円）
一　　般	100～510	300～600
高　校・学　生	60～300	0～300
小学生・中学生	0～250	0～250

※有料入館見込人数：上記(1)入館者見込の総計から、「授業による児童・生徒の利用」（無料入館）を除いた見込人数

4　整備費、運営費の財源と実質負担

(1)整備費　　単位：百万円

	事業費①			国の補助②（過疎債）	実質負担①－②
		建物	展示		
A案	1,228	882	346	718	**510**
B案	1,471	1,125	346	889	**582**
C案	875	529	346	471	**404**

※「国の補助②（過疎債）」：事業費のうちの対象経費の7割が国の補助

(2)運営費　　単位：百万円

	支出額①	収入額②	運営費③(①-②)	既存施設運営費減額分④	国の補助⑤	実質負担③-④-⑤
A案	67	3	64	10	0	**54**
B案	68	3	65	10	0	**55**
C案	34	3	31	20	0	**11**

※「既存施設運営費減額分④」：A・B案の10百万円は郷土資料館等の削減可能額。C案の20百万円は郷土資料館等削減可能額10百万円+こども美術館10百万円の削減可能額

5　その他の既存施設利用について

提案した3案のほか、下記の5つの既存施設について検討したが、いずれも歴史資料館として利用困難である。

	既存施設	延床面積	利用状況	アクセス
1	旧浜田警察署（殿　町）	3,448㎡ ○	市役所北分庁舎 ×	○
2	しまねお魚センター（原井町）	2,116㎡ ○	水産拠点として整備を計画 ×	○
3	勤労青少年ホーム（殿　町）	850㎡ ×	やまびこ学級 建物の老朽化が著しい ×	○
4	旧佐野小学校（佐野町）	1,804㎡ ○	1階は公民館 2階は民間企業 ×	△
5	旧和田小学校（旭　町）	2,096㎡ ○	1階及び2階の一部は公民館 ×	△

※延床面積：展示室、収蔵庫、事務室等必要最小限の面積（約1,000㎡）の確保の可否

利用状況：歴史資料館としての利用の可否

アクセス：JR浜田駅からの公共交通機関の利便性等

資料３　別紙

入館者見込について

１　提案した３案の入館者見込推計

	推　計　方　法	見込者数
A案 （城山公園内御便殿周辺）	平成28年当初計画での利用者推計を使用（有料入館者①） （『浜田城周辺整備基本方針（（仮称）浜田歴史神楽資料館整備）（案）』※裏面を参照。 このうち、小・中学校による利用450人を除いた推計。）	約8,550人
B案 （中央図書館隣接地）	A案の利用者推計による（有料入館者①）	約8,550人
	中央図書館利用者による歴史資料館利用者（有料入館者②） （年間一人当たり貸出冊数　5.2冊） 社会関係貸出冊数　2,660冊÷5.2冊≒　512人 人文関係貸出冊数　5,602冊÷5.2冊≒1,077人 512（社会関係）＋1,077（人文関係）＝1,589人	約1,500人
C案 （こども美術館を一部改修し建物海側に増設）	A案の利用者推計による（有料入館者①）	約8,550人
	こども美術館の展覧会観覧者による歴史資料館利用者（有料入館者②） （H30年度）展覧会観覧者数　31,167人 うち有料観覧者の割合・・58% 郷土系展覧会　3,700人×58%≒2,100	約2,100人

２　小・中学校による児童・生徒利用数

(1)小・中学校の授業と総合的な学習から２学年を対象とする。

(2)現在の児童・生徒数は１学年の人数約400人とする。

・２学年×400人＝800人

計　約800人　（学校確認済み）

利用者数推計

■展示観覧者数及び多目的学習室等利用者数の推計

(1) 推計に用いたデータ ①
「広島市民に対する島根県浜田市の観光イメージ調査」(平成27年度島根県立大学実施)

- アンケート回答者数　599人
- 広島市の人口　118万人　(A)
- 観光目的で浜田市を訪問したことがある人の割合　70%　(B)
- 浜田城跡に行ってみたいと考えている人の割合　8%　(C)
- 調査協力者の平均年齢　42歳　(D)

(2) 推計に用いたデータ ②
「アクアスによる駐車場ナンバー調査」(平成27年度に51回、調査台数2,405台)

- 広島ナンバー　38.5%　(E)

※ その他　島根　28.9%、岡山　8.6%、山口　6.7%、鳥取　3.3%

(3) 展示観覧者数の試算

① 観光客（リピートなしで想定）　4,200人

118万人（A）× 70%（B）× 8%（C）÷ 42歳（D）【生涯に1度浜田市を訪問したと仮定】＝ 1,600人 /年

1,600人/年　÷ 38.5%（E）＝ 4,200人 /年　　※ 広島ナンバー（E）は、全て広島市民と仮定

② 小中学生によるふるさと学習等による教育的な活用　450人（1学年の人数）

③ 島根県立大学生の浜田探索ツアー等の実施　250人（新入生の人数）

④ 上記①～③の合計　4,900人（42年間の平均値）(F)

(4) 多目的学習室等利用者数の試算

① 利用者　4,000人　(G)

浜田公民館研修室利用率(約75%)から推計

（有料施設であることを考慮し、その50%を見込む。）

35人 /日（会議室平均利用者数(想定)）× 305日（開館日）× 37.5% ＝ 4,000人

展示観覧者数（F）と多目的学習室等利用者（G）の合計　約9,000 人

※委員の皆様が意見を整理される際にご使用ください。

（仮称）浜田歴史資料館検討会　会長　西藤

問１　歴史資料館建設について	１ 賛成　　２ 反対　　３ 条件付き賛成
問２　問１で「**賛成**」を選んだ方 ・支持する案は	１ Ａ案　２ Ｂ案　３ Ｃ案　４ その他

【Ａ・Ｂ・Ｃ案のいずれかを選んだ方】

・理由は何ですか。

（　　）

【その他を選んだ方】

・想定される場所等はどこですか。

（　　）

・理由は何ですか。

（　　）

問３　問１で「**反対**」を選んだ方

・理由は何ですか。

（　　）

・歴史資料の収集、保存、継承についてどのような方策が望ましいと思われますか。

（　　）

問４　問１で「**条件付き賛成**」を選んだ方

・条件は何ですか。

（　　）

※その他　気の付くことがありましたらご記入してください。

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
総務部 行財政改革推進課

浜田市役所各庁舎の受動喫煙対策について

1 概要

健康増進法の一部改正（平成 30 年 7 月 25 日公布。以下、「改正法」という。）に伴い、行政機関の庁舎（第 1 種施設）は令和元年 7 月 1 日から敷地内禁煙となります。ただし、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、特定屋外喫煙場所（以下、「屋外喫煙所」という。）を設置できることとなっています。

このことから、浜田市役所各庁舎においては、原則として敷地内禁煙としますが、受動喫煙防止に配慮した屋外喫煙所を指定し、これ以外は敷地内禁煙とします。ご協力をよろしくお願いします。

2 屋外喫煙所

令和元年 7 月 1 日（月）からは、喫煙場所を次の屋外喫煙所に限定し、これ以外は敷地内禁煙とします。

また、加熱式たばこも紙たばこと同様に、屋外喫煙所での喫煙とします。

〔屋外喫煙所〕

区分	庁舎・敷地	屋外喫煙所の場所
本庁	本庁舎	西側裏（1 か所）、屋上（1 か所）
	東分庁舎、第 2 東分庁舎	第 2 東分庁舎裏（1 か所）
	西分庁舎、殿町分室	西分庁舎屋上（1 か所）
	北分庁舎	庁舎屋上（1 か所）、車庫横（1 か所）
支所	金城支所庁舎	庁舎屋上（1 か所）
	旭支所庁舎	庁舎 2 階屋上（1 か所）
	弥栄支所庁舎	庁舎屋上（1 か所）
	三隅支所庁舎	庁舎屋上（1 か所）、庁舎裏（1 か所）
消防	消防本部庁舎	庁舎裏（1 か所）
	各消防署出張所庁舎	庁舎裏（5 庁舎×各 1 か所）
合　　計		17 か所

令和元年6月27日
総務文教委員会資料
教育委員会　文化振興課

(仮称)浜田城資料館整備事業の補正予算要求について

1　事業目的

当事業は、浜田城や外ノ浦北前船寄港地を紹介するため、御便殿をガイダンス施設として整備する事業

2　補正理由

(1) 工事費の増額に伴う事業費の調整

①消火設備設置工事等の追加

3　補正額

20,000千円

4　経　緯

(1) 当初予算では、当施設は、ガイダンス施設であり、建物用途については、「観光案内所」ということで、通常の防火設備(火災報知器、消火器等)の設置を含めた整備で事業費を予算計上していた。

(2) その後、県から、建築基準法上、当施設の建物用途は「観光案内所」というよりも、特殊建築物である「展示場」にあたるため、スプリンクラーなどの自動消火設備が追加で必要という指導があったため。

(3) 今回、自動消火設備等を設置するための工事費用20,000千円を計上した。

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
総務部　人事課

公用車事故の発生に対する対策・指導及び事故の傾向について

1　事故報告の原則

公用車による事故は、事故の種類、程度を問わず全て報告

2　事故の傾向

⑴　件数（H27～H30）　年間約 20～30 件

※　令和元年度（6 月 26 日現在）　5 件

⑵　主な事故の内容（人身事故なし）

ア　運転中の構造物との接触

イ　運転中の他車両との接触、追突事故

ウ　運転ミス（サイドブレーキ引き忘れ等）による接触事故

3　対策・指導

⑴　文書による定期的な注意喚起

⑵　交通安全講習会の実施

⑶　事故発生時における所属長等からの注意、指導

⑷　事故発生時における総務部長又は人事課長からの指導

令和元年6月27日
総務文教委員会資料
総務部 行財政改革推進課

所有公用車更新の目安等について

1　所有車両の更新の目安

所有車両の更新にあたっては、次の目安を踏まえて検討している。
また、実際の更新時期は、車両の性能や老朽化の状況等も踏まえて検討する。

〔主な車両の更新の目安〕

車両区分		更新の目安
①集中管理車両	○乗用・貨物	走行距離20万km又は使用年数10年
	○バス	
②各部署専用車両	○乗用・貨物	走行距離20万km又は使用年数10年
	○スクールバス	走行距離50万km又は使用年数13年
	○市営バス	
③常備消防車両		使用年数20年（救急車は12年）
④消防団車両		使用年数20年～25年

2　所有車両の使用経過状況〔参考データ〕

令和元年6月1日現在

(1)　集中管理車両、各部署専用車両の使用経過年数（消防関係車両を除く）　（単位：台）

	①集中管理車両（行財政改革推進課、支所防災自治課）						②各部署専用車両（本庁・支所等の各部署）						計
	乗用		貨物		乗合	その他	乗用		貨物		乗合	特殊車両	
	普通	軽	普通	軽	(バス)		普通	軽	普通	軽	(バス)		
登録から1年未満	1										2	1	4
1年以上2年未満							2	1				5	8
2年以上3年未満		1							1		3	2	7
3年以上4年未満											1		1
4年以上5年未満											2		2
5年以上6年未満							2		1		3	5	11
6年以上7年未満											5	1	6
7年以上8年未満	2								2		7	1	12
8年以上9年未満					2		1	1	1		3	1	9
9年以上10年未満							1	1	2		3	2	9
10年以上	3		1	2			2	3	8	2	8	20	49
合計	6	1	1	2	2	0	8	6	15	2	37	38	
	12						106						118

（裏面へ）

〔裏面〕

(2)　消防関係車両の使用経過年数　　（単位：台）

	③常備消防車両				④消防団車両		計
	消防車	梯子車	救急車	一般車両	普通積載車	軽積載車	
登録から5年未満	4		2	2	5	9	22
5年以上10年未満	7		3		3	13	26
10年以上15年未満	2		3	2	7	2	16
15年以上20年未満	1	1			6	13	21
20年以上25年未満					2	14	16
25年以上					1	7	8
合計	14	1	8	4	24	58	109
	27				82		

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
地域政策部まちづくり推進課
教育委員会生涯学習課

しまね留学にかかる浜田の実績について

1 しまね留学とは？

しまね留学とは、島根県外に住んでいる意欲ある中学生が、島根県の高校を受験し、入学し、島根県で充実した高校 3 年間を送ることです。

現在、島根県では、22 の県立高校で、全国から意欲ある入学生「しまね留学生」を募集しています。

島根県における「5 つの魅力」
1　公立高校で寮の数が日本一。
2　少ない、小さい、あまりない、だからいい。
3　本物の自然を堪能できる 3 年間。
4　地域を舞台に、最先端の 21 世紀型学習。
5　多彩に燃える部活チャレンジ。

［しまね留学　入学者数］　（単位：人）

入学年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
島根県	54	82	92	102	136	151	184	184	179	195
浜田	6	2	1	4	6	3	2		8	9
浜商						1				
浜水	3	4	1	7	9	7	7	14	12	14
3 校計	9	6	2	11	15	11	9	14	20	23

※着色された年度…積極的県外募集を実施した年度

-参考（「しまね留学」が特集されました）-

番組名：NHK　ニュースシブ 5 時(全国放送)

※番組の一部コーナーで紹介されました。5 月 31 日に中国地方で放送された番組『ラウンドちゅうごく進学の新たな選択肢「高まる県立高“留学熱”」』のリメイク版。

内　容：「地域留学」が取り上げられました。概要としては、「2020 年度からの大学入試改革などにより、これからの社会では思考力、判断力や表現力が求められることから、課題解決型学習や国際教育などに力を入れている地域の学校が注目されている」といった内容です。「広島叡智」、「奥尻（北海道)」、「横田」、「隠岐島前」などが紹介され、「広島叡智」と「隠岐島前」を重点的に取材されました。

2 浜田水産高等学校 寮の状況について

（1）名称等　　望水寮（浜田市田町 1514 番地）

（2）設備等　　男子寮、定員 42 人（2 人部屋：19 室、1 人部屋：4 室）

※定員 28 人（2 人部屋：12 室、1 人部屋：4 室）より平成 30 年 12 月増築

（3）入寮者　　42 人（島根県外：38 人、島根県内：4 人）

広島県：14 人、大阪府：6 人、東京都：4 人

鳥取県：3 人、岡山県：3 人　他

（4）寮　費　　41,000 円/月

（5）生徒数　　159 人（1 年生：49、2 年生：46、3 年生：46、専攻科：18）

令和元年 6 月 27 日
総務文教委員会資料
教育委員会学校教育課

小中学校から教育委員会への事故報告の状況について

年度	件数	主な内容	主な対応
平成 29 年度	【2 件】 小 1 件 中 1 件	【状況】 ・校内 【症状】 ・頭部強打、・体調不良	・救急車　2 件
平成 30 年度	【39 件】 小 23 件 中 16 件	【状況】 ・校内、登下校、その他 【症状】 ・打撲、骨折、頭部強打、体調不良等	・ドクターヘリ　1 件 ・救急車　7 件 ・タクシー　11 件 ・その他　20 件
令和元年度	【4 件】 小 2 件 中 2 件	【状況】 ・校内、登下校、その他 【症状】 ・骨折、けいれん	・救急車　2 件 ・その他　2 件

※平成 30 年 1 月 18 日以降から令和元年 5 月末までを集計

令和元年6月27日
総務文教委員会資料
教育委員会学校教育課

不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況（平成27年度～平成29年度）

1　小学校

(1)　不登校児童数（1学期から欠席日数の累計が30日以上の児童のうち不登校を理由とする児童の数）

（単位：人）

学年／年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	市児童数（5.1現在）	市出現率
H29	2	4	4	3	4	5	22	2,580	0.85%
H28	2	4		2	5	6	19	2,621	0.72%
H27		1		3	6	9	19	2,690	0.71%

(2)不登校傾向児童数（調査学期間に限っての児童の状況）

（単位：人）

学年／年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H29		1	4	1	2	4	12
H28	1	1	1	2	5	5	15
H27			1	3	3	2	9

2　中学校

(1)　不登校生徒数（1学期から欠席日数の累計が30日以上の生徒のうち不登校を理由とする生徒の数）

（単位：人）

学年／年度	1年	2年	3年	合計	市生徒数（5.1現在）	市出現率
H29	14	25	21	60	1,362	4.41%
H28	19	19	19	57	1,393	4.09%
H27	15	14	19	48	1,386	3.46%

(2)不登校傾向生徒数（調査学期間に限っての生徒の状況）

（単位：人）

学年／年度	1年	2年	3年	合計
H29	4	4	1	9
H28	7	2	5	14
H27	1	6	1	8

平成25年度～平成29年度　小学校　問題行動集計表

年度	25年度								26年度								27年度								28年度								29年度							
学期	1学期		2学期		3学期		合計		1学期		2学期		3学期		合計		1学期		2学期		3学期		合計		1学期		2学期		3学期		合計		1期		2期		3期		合計	
人数・件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
対教師暴力			2	2	2	2	4	4	1	1			1	2	2	3	3	3	4	4	5	5	12	12	10	5	6	6	1	2	17	13	4	4	4	4	7	7	7	7
生徒間暴力	6	5	12	11	4	4	22	20	5	10	4	3	3	3	12	16	23	15	8	6	30	28	61	49	52	50	79	64	42	39	173	153	45	45	83	71	96	83	96	83
対人暴力							0	0			4	1	2	1	6	2							0	0							0	0								
器物損壊	18	7	9	7	7	2	34	16	12	5	19	1	1	1	32	7	15	6	10	5	7	4	32	15	9	6	5	3	7	5	21	14	9	5	20	13	21	14	21	14
火遊び・放火類行為	4	1	4	1	8	3	16	5	6	2			14	4	20	6	3	1	4	1			7	2			3	2	5	1	8	3	6	1	6	1	6	1	6	1
盗み（万引き）	4	2	5	2	3	1	12	5	17	7	10	13	2	1	29	21	9	9	5	5	5	2	19	16	7	11	12	9	5	5	24	25	7	5	12	9	18	13	18	13
飲酒																																								
喫煙																																								
薬物乱用																																								
家出																											1	1												
深夜徘徊・無断外泊																													1	1										
金銭浪費			1	1			1	1			2	1			2	1	12	3	14	3	3	1	29	7	2	1	1	1			3	2			8	2	11	3	11	3
その他	4	2	1	1	12	5	17	8	2	2			2	2	4	4	15	4	15	6	33	18	63	28	30	19	158	81	63	38	251	138	157	84	271	155	286	186	286	186
合計	36	17	34	25	36	17	106	59	43	27	39	19	25	14	107	60	80	41	60	30	83	58	223	129	110	92	265	167	124	91	497	348	228	144	404	232	445	307	445	307
いじめ	5		4		4		13		9		12		6		27		31		24		48		103		116		129		66		311		123		189		204		204	
ネットトラブル	2		0		0		2		0		0		0		0		2		1		1		4		0		6		1		7		0		1		6		6	

※1　26年度から「いじめの定義」が変更。　※2　28年度から「いじめの加害行為」を全て「生徒間暴力」・「器物損壊」・「その他」に計上。

※3　29年度から「いじめの加害行為」のうち「文科省生徒指導調査」の「生徒間暴力」にあてはまらない事例を「その他」に計上。

※4　29年度から統計方法が『1学期からの実人数と延件数』に変更。

平成25年度～平成29年度　中学校　問題行動集計表

年度	25年度								26年度								27年度								28年度								29年度							
学期	1学期		2学期		3学期		合計		1学期		2学期		3学期		合計		1学期		2学期		3学期		合計		1学期		2学期		3学期		合計		1期		2期		3期		合計	
人数・件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
対教師暴力	2	2	3	3	2	2	7	7			1	1			1	1							0	0	1	1	4	4	3	3	8	8	2	2	6	9	9	11	9	11
生徒間暴力	8	10	13	12	8	7	29	29	17	13	6	4	2	2	25	19	27	19	23	17	10	8	60	44	29	18	15	11	8	6	52	35	34	28	64	56	68	63	68	63
対人暴力			1	1	2	2	3	3							0	0							0	0							0	0								
器物損壊	9	4	6	5	2	1	17	10			3	3			3	3	8	7	8	6	7	3	23	16	5	3	20	12	4	4	29	19	13	7	39	23	40	24	40	24
火遊び・放火等			2	1			2	1					9	2	9	2	1	1					1	1	5	2					5	2					1	1	1	1
盗み（万引き）	5	3	9	4	8	7	22	14	2	4	6	4	3	3	11	11	7	5	10	6	1	1	18	12	8	8	5	3	2	2	15	13	2	5	5	8	5	8	5	8
飲酒	1	1	1	1	3	1	5	3							0	0	1	1					1	1							0	0								
喫煙	3	1	8	4	7	7	18	12	2	2	3	3	1	1	6	6	1	1			1	2	2	3	1	1					1	1			2	1	2	1	2	1
薬物乱用	1	1					1	1							0	0							0	0							0	0								
家出			2	2			2	2	1	1			3	3	4	4	4	4	1	1			5	5	1	1	5	5	2	2	8	8	4	4	5	5	6	7	6	7
深夜徘徊・無断外泊	4	3	10	6			14	9							0	0	4	2	1	1			5	3			6	1	4	1	10	2	2	1	2	1	5	2	5	2
金銭浪費			1	1			1	1	1	1	1	1			2	2	3	2					3	2			1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	3	3	13	5	8	5	24	13			1	1			1	1	16	5	3	3	2	2	21	10	10	8	50	25	17	6	77	39	106	59	141	86	149	101	149	101
合計	36	28	69	45	40	32	145	105	23	21	21	17	18	11	62	49	72	47	46	34	21	16	139	97	60	42	106	62	40	24	206	128	164	107	267	189	286	219	286	219
いじめ	20		6		13		39		7		8		4		19		31		15		9		55		38		31		10		79		52		69		97		97	
ネットトラブル	4		4		1		9		3		3		0		6		4		6		5		15		6		6		4		16		8		10		13		13	

※1　26年度から「いじめの定義」が変更。　※2　28年度から「いじめの加害行為」を全て「生徒間暴力」・「器物損壊」・「その他」に計上。

※3　29年度から「いじめの加害行為」のうち「文科省生徒指導調査」の「生徒間暴力」にあてはまらない事例を「その他」に計上。

※4　29年度から統計方法が『1学期からの実人数と延件数』に変更。

令和元年６月２７日
総務文教委員会資料
教育委員会生涯学習課

サン・ビレッジ浜田（スケート場）の利用状況等について

１　シーズンの利用実績（人）

H28 年シーズン

H28. 10	H28. 11	H28. 12	H29. 1	H29. 2	H29. 3	H29. 4	H29. 5	合計
650	759	1, 863	2, 628	1, 768	1, 583	887	801	10, 939

H29 年シーズン

H29. 10	H29. 11	H29. 12	H30. 1	H30. 2	H30. 3	H30. 4	H30. 5	合計
447	675	1, 328	1, 724	1, 640	1, 853	978	536	9, 181

H30 年シーズン

H30. 10	H30. 11	H30. 12	H31. 1	H31. 2	H31. 3	H31. 4	R1. 5	合計
休	休	765	1, 870	1, 931	1, 562	682	321	7, 131

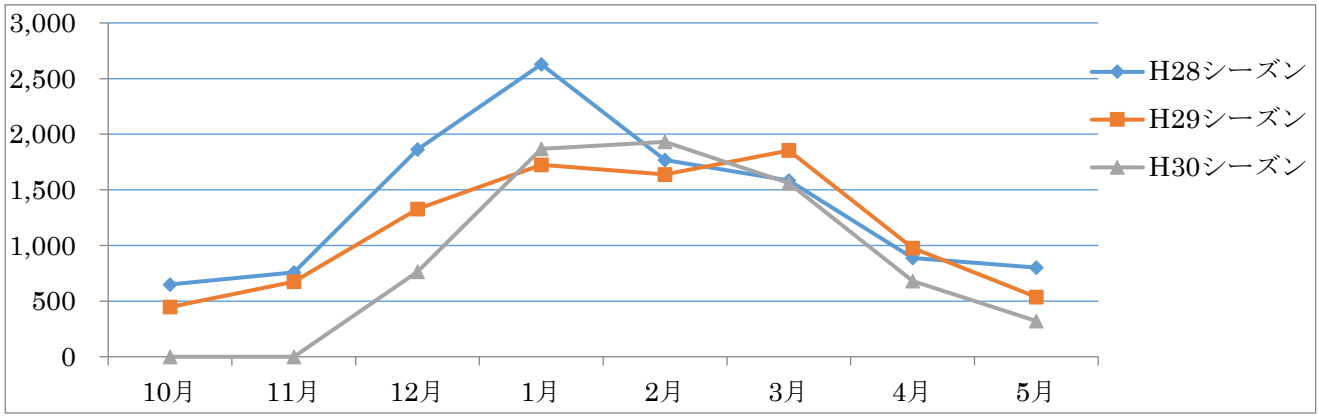

２　集客の施策と効果について（H30 年のシーズンに限る）

［施策］

・12 月 27 日　スケートリンクオープン　滑走料無料
・ 1 月 13 日　山陰中央新報社朝刊掲載　「さんさんクラブ」プレゼント企画
　スケート招待券（滑走料無料 5 組 10 名）
・ 3 月 31 日　スケート教室フィギアエキシビジョン他お楽しみイベント開催
・ 4 月 27 日～5 月 6 日ＧＷ（10 連休）の間、休まず毎日営業
・ 5 月 5 日・6 日　こどもの日、スケート最終日　滑走料無料（中学生以下対象）

［効果］

・ 12 月は 4 日間のみの営業であったが、比較的入場者数が多かった。
・ 2 月が 3 ヵ年で 1 番入場者数が多かった。（団体が多かった）

３　今後の方針をどのように考えているか

・施設の自作パンフレットを作成し学校関係や公共施設等へ配布。
・アクアスとのパンフレットや優待券で連携し、集客の増加を検討。
・県外利用者の増加を目標に「浜田自動車道利用促進誘客事業参加施設」を検討。

令和元年6月27日
総務文教委員会資料
教育委員会文化振興課

浜田郷土資料館の利用状況について(過去3年分)

	年間入館者数（人）※①	うち学校の授業での利用者数(人）※②	内　訳
平成28年度	1,523	147	雲雀丘小　3年生10人 石見小　3年生66人 国府小　3年生62人 岡見小　3年生 9人
平成29年度	2,413	194	雲雀丘小　3年生12人 石見小　3年生66人 周布小　3年生56人 国府小　3年生60人
平成30年度	2,102	222	原井小　3年生45人 雲雀丘小　3年生13人 長浜小　3年生35人 国府小　3年生52人 国府小特別支援学級6人

※　①入館者のうち、こどもの入館者数は、カウントしておりません
※　②学校授業での利用者数は、入館者数の内数

別記様式(第 4 条関係)

令和 元 年 6 月 28 日

政策討論会幹事会会長　様

総務文教委員会委員長　　野藤　薫

政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第 4 条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

記

1. 政策討論会の議題

高齢者の移動手段の確保

2. 提案理由

少子高齢化と核家族が進み高齢者世帯が増える中、中山間地域のみならず市街地においても日常生活に不可欠な買い物、通院等の移動手段の確保が難しく、代々暮らしてきた地域での生活が困難になりつつある。高齢者の移動手段の確保という課題に対しては現状把握と併せ、様々な面からの分析、検討が求められる。合併により浜田市全域が過疎地域の指定となったが、1980 年代の行政改革による公的職場の民営化と非正規雇用の拡大という雇用環境の変化により、大都市圏への人口流失を促進し、地域での支えあいという共助の社会的基盤を弱めた。また、モータリゼーションの発達による自家用車の普及と規制緩和は地域公共交通の衰退を招いた。経営基盤の脆弱な過疎地では民間バスでは減便、路線廃止を余儀なくされ、利便性低下は利用者離れを招き、運賃収入の減はさらなる効率化施策につながるという負のスパイラルに陥っている。タクシー業界も規制緩和により厳しい経営環境にあり、待遇改善は進まず慢性的な運転手不足は深刻な状況である。認知症高齢者の増加や高齢者による事故をきっかけとして運転免許の自主返納も進むが、地方は自家用車なしでの生活は成り立たず高齢でも運転せざるを得ない実態もある。「バス停に行くまでができない」現状にドア To ドアの観点からはタクシーが適しているが利用料金は高い。知人等に乗せてもらう場合も気遣いなど精神的負担も大きい。地域の要望によりボランティアによる自治会輸送や有償運送が市内 3 地区で実施されているが、運営及びドライバー等担い手の確保の難しさやボランティア依存の限界も指摘されており、事故の際の対応、

持続可能性の面での課題は多い。敬老福祉乗車券制度の拡充を求める声、電動四輪車のリース、購入助成など多様なニーズもある。また自動運転や配車アプリ利用のシステム、国のグリーンスローモビリティの推進事業の活用等も考えられるが、限られた財源で有効かつ効果的な対策が求められる。

①高齢者の移動手段確保における自助、共助、公助の範囲

②既存事業者との連携と共存と連絡調整機能及び責任体制の明確化

③事業策定のための専門部署の設置

も含めた討論が必要と思われる。

3. 資料など

第2次浜田市地域公共交通再編計画の第4章公共交通利用動向の1敬老乗車券購入者アンケート（2）調査結果②利用交通機関別主要目的地を抜粋添付